

行政常任委員会

令和元年11月21日（木）

午前9時59分開会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

休会中で何かとお忙しいところ、行政常任委員会ということで御出席いただきまして、ありがとうございます。

きょうの議題につきましては、タブレットに通知してありますけれども、5項目ありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、最初に、政策調整課におきます尾鷲市債権の管理に関する基本方針について、（案）について説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。おはようございます。よろしくお願いをいたします。

では、お手元の資料に基づきまして、現在進めております尾鷲市債権の未納対策に関する取り組みについて御説明をさせていただきます。

まず、本取り組みにつきましては、市税収入が減少し、財政の硬直化が進む中、健全で安定した財政基盤の確保が本市の喫緊の課題となっております。自主財源の確保を進めるとともに、受益者負担の公平性を確保するため、庁内におきまして関係各課が連携し、未収金対策及び多重債務者に対する生活困窮者対策につなげることを目的に始めました。

この取り組みに当たりましては、関係各課の連携が重要と考えており、市が一体となった取り組みが必要不可欠でございます。そのため、本年4月に尾鷲市債権未納対策等検討ワーキンググループを設置し、政策調整課を初め、税務課、福祉保健課、環境課、建設課、教育総務課、公営企業会計である尾鷲総合病院や水道部の担当職員を集まり、検討を進めてまいりました。計11回にわたるワーキンググループの結果、今回お示しをいたします基本方針、条例案等の作成に至りましたので、このたび御説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に、尾鷲市債権の未納対策について、資料に基づき担当より御説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○濱田政策調整課主幹 まず、1ページをごらんください。

尾鷲市債権の管理に関する基本方針についてであります。

次のページをごらんください。目次となっております。

本基本方針は、ここに記載させていただいているとおり、六つの内容により構成されております。

次のページをごらんください。

策定の経緯となっております。内容につきましては、後ほどごらんください。

次のページをごらんください。

金銭債権の分類です。債権は、法的性質から公債権と私債権に大別され、さらに、公債権であっても、地方税のように、みずからにおいて滞納処分が可能な強制徴収公債権と、私債権と同様、みずからにおいて滞納処分ができず、債権回収には裁判所による回収手続が必要な非強制徴収公債権に分類されます。

その内容の違い、本市の債権の事例につきましては、別表のとおりとなっておりますので、ごらんください。

次のページをごらんください。

本市の現状と課題です。現状につきましては、平成30年度決算における本市の全ての債権における収入未償額は約2億5,354万円となっております。さらに、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の債権分類ごとの収入未償額については、本5ページと次ページ、6ページに表にまとめさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、7ページをごらんください。

課題につきましては、ワーキンググループにおいて議論を始めるに当たり、債権所管課からの報告をまとめたものであります。

本課題をもとに議論を進め、今、御説明させていただいている本指針の策定、債権管理条例案の作成、次のページの債権管理体制の構築を図ったものであります。

特に課題につきましては、統一された指針がない、債権管理条例の制定の必要性、職員の専門的知識の蓄積とノウハウの体系化、次ページに書いてあります債権管理体制の構築などが課題に上がったものであります。

続きまして、9ページをごらんください。

基本方針となっております。基本方針として、四つの柱としており、一つ目が債権の段階に応じた適正な管理、二つ目が全庁的な問題意識の共有と職員のレベルアップ、三つ目が全体の見える化、四つ目が生活困窮者対策、社会福祉への配慮となっております。特に、3番目の全体の見える化につきましては、市全体として未収

金の縮減を図るためには、債権所管課間の情報連携が必要不可欠であり、当然本人からの承諾を前提とした上で、情報の共有を図るものであります。

また、未収金対策を進めるに当たっては、生活困窮者等への配慮、支援も必要不可欠であると考えており、納付相談等の際に未収者の生活状況の把握に努め、生活困窮者自立支援事業などを実施している福祉保健課との連携を行い、適切な支援につなげていきたいと考えております。

次のページをごらんください。

庁内体制と今まで御説明した内容をイメージ図として作成したものであります。

次に、次ページの11ページから13ページまでは、具体的な取り組みと役割分担、14ページは、他市町の事例を参考にした本人からの承諾書である個人情報調査同意書の様式、15ページから17ページまでは、債権種別ごとのフロー図となっておりますので、後ほどごらんください。

次に、資料2、尾鷲市債権の管理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

18ページをごらんください。

本条例案は、さきに御説明させていただいた基本方針の債権所管課の課題を受けて作成したものであり、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権と債権の種別が異なる債権について、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図るため、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めたものとなっております。

第2条に定義規定、第3条に他の法令との関係を定めるもののほか、債権の発生から消滅までの手続等について定めたものとなっております。

少し飛びますが、21ページをごらんください。

12条は、債権放棄に関する規定であります。債権の放棄につきましては、市税及び市税以外の国税、または地方税の滞納処分の例により処分できるものについては法律に定めがありますが、それ以外の非強制徴収公債権及び私債権については、現状、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議決案件となっております。同条では、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することとあることから、本条例に定めのある時効期間の満了など7項目に該当するものに限り、本条例をもって債権の放棄をお認めいただきたいと考えております。

しかしながら、市の債権を放棄するということは非常に重要な案件であることか

ら、次条、第13条において議会への報告を義務づけしたものであります。

第14条では、債権徴収吏員の任命に関する規定となっております。さきに御説明いたしましたとおり、未収金対策及び多重債務者に対する生活困窮者対策につながるためには、債権所管課間の情報共有、連携強化が必要不可欠であり、その上で情報管理の徹底を図る必要性があることから、徴収吏員の任命規定を設けたものであります。

以上、今後の尾鷲市債権の未納対策に係る取り組み内容についての御説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

尾鷲市債権管理に関する条例（案）の説明がありましたけれども、御質疑がある方は御発言願います。

○小川委員 後ろのほうから、資料の21ページのところで、まず、滞納者が長期間行方不明になった場合とか、公営住宅の入居者が死亡した場合、そういった方々が相続人がない場合、こういった場合では、どういった取り扱いをするのか。議会の議決、援用もできないものですから、債権者は宙に浮いてしまいますよね。ずっと永遠に取り立てもできやんということになってしまうので、そういう場合は議決という形に持っていくのかどうか。

○三鬼政策調整課長 21ページ、第12条の債権の放棄にかかわるものは、1から7に限り、この条例に基づいて債権の放棄をした後、報告をさせていただく案件ですので、今、委員がおっしゃった案件につきましては該当しないと思われまので、それにつきましては、議決案件として御相談することになると思います。

○小川委員 今、債権の放棄をした後に議決と、ここの13条にもありますけど、債権の放棄をしたときは、原則で定めておる議会に報告しなければならないと。これ、逆じゃないんですかね、議会で議決してから、債権放棄するんじゃないんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 再度御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたこの条例案に基づきましては、1から7に限り、債権の放棄に関する根拠がはっきりしているものにつきましては、債権の放棄をさせていただいた後に、その報告をさせていただく順序と考えております。

しかしながら、そういうところに疑義が生じる場合には、尾鷲市債権管理対策委員会を設置しておりますので、そちらで十分審議をした後、債権の放棄に合うかどうかをしますので、疑義が生じる場合には、まず、議会にも御相談させていただ

た後に対策をしたいと思っています。

○小川委員 わかりました。

それと、気になるところ、6ページやったかな。

まず、幼稚園と保育園の債権は、どちらも公債権の中で強制徴収と強制執行に分かれていますよね。これ、どういった理由なのか、もしわかれば。

○濱田政策調整課主幹 まず、保育所の入所者保護者負担金につきましては、法律によって税の例によるというふうになっておりますので、そこで、法律が地方税法の例によるというふうな形になっておりますので、こちらにつきましては、強制徴収公債権という位置づけになっています。あくまで強制徴収公債権というのは、地方税法とかの税法にきちんと定めがあるものということなので、当然それを援用しているようなものもありますので、これはきちんと法律援用になっているものなので、保護者負担金につきましては、非強制徴収公債権のほうに入れさせていただいております。

また、例えば認定保育園とか、今新たなものがあると思うんですけど、そちらも児童福祉法の関係で援用されるということで、その場合であれば、幼稚園の保育料であったとしても、こちらの強制徴収公債権にはなるんですけど、尾鷲市の幼稚園保育料につきましては、条例設置による保育料ということで、法律援用を受けていないので、非強制徴収公債権の位置づけになっております。

○小川委員 ということは、尾鷲市の場合は、援用、2例あったですかね、あれは。時効消滅のあれは。時効を使う場合には援用がいるということなんですね、幼稚園の場合には。

○濱田政策調整課主幹 済みません、言葉のあれで。時効の援用という言葉じゃなくて、法律の条文をとってくる、地方税の例にのっって処分ができますよと書いてあるものについては強制徴収公債権に入れていますが、それ以外の、例えば歩条例で決まっているとか、そういうものについては、地方税にのっるとかというふうに書いていませんで、そのものについては、非強制徴収公債権に入れてあるということになっております。

○小川委員 それで、学校給食費の場合は、私債権で時効消滅2年で援用があったと思うんですけど、これに規定がないのはどうしてなんかなと。ほかの市町ですと、結構市がかかわってやっているようなものですけど、その点、どうなんでしょうか。

○三鬼政策調整課長 尾鷲市における給食費ですが、現在のところ学校の取り扱い

いにはなっておりますが、市の公債権として、市の歳入、歳出の対象とはなっておりません。ですが、委員おっしゃるとおり、教員の負担軽減のため、各市においては、給食費も公債権として歳入、歳出に含めているところもふえてきておりますので、今後、教育委員会とも、そういう議論があったときには、こういう委員会の中で議論する形で整理にしたいと思っています。

○小川委員 条例案を見てもと、これまでと違って、市長の専決ということになるんですか。

○三鬼政策調整課長 専決事項の一部になります。

○仲委員 15ページの裁判所の関与が不要の債権、強制徴収公債権、これについて、表の順番に沿って若干説明をいただければありがたいんですけど。

○濱田政策調整課主幹 まず、賦課決定、この場合、最初のところに賦課決定、納付告知また納入通知書があります。完納していただければ当然それで終わるわけなんですけれども、その中で、納入期限までに納付していただけない場合は、当然督促となります。督促状が出て完納していただくものであればそこで完了となりますが、そこでもお支払いいただけない場合は、その方が資力あり、自分でお支払いできるお金が持っているか、持っていないか等の調査があって、その中で、これからの調査に入ります。もし資力がある。この場合って、税務のほうで、各金融機関等全て調査をして、資力のあるなしを確認するわけなんですけれども、その中で、もし資力がある場合については、滞納処分という手続をとらせていただいて、差し押さえ、また交付要求等をさせていただくこととなります。差し押さえたものについては換価しますので、当然それを解約するなり、例えば保険料であったりとか、いろんな積み立てをしていると思うんですけど、そういうものを解約させていただいて、未納分に対して充当、換価、配当させていただくということになっております。

その中でも時効中断事由であるとか、滞納処分しても、なお取れるものの残余財産がない場合については、当然執行停止なりの処分をして、一定期間を置いて不納欠損、また消滅時効をもって不納欠損という形の流れになっております。ざっとですが、そういう流れになっております。

○三鬼（和）委員 1点は、今回、条例制定するということで、これまでもこういう案件が出てくると、どういう現状なかと、議会側は報告して聞いておったわけなんですけど、今回、これをつくらなくてはいけないということは、今までやってきたことは、どうなんですか。

○三鬼政策調整課長　今回、各課連携してワーキンググループで議論した中につきましては、今まで各課における債権につきましては、法律に基づいたり、運用に基づいたりして行ってきましたが、例えば過去における滞納整理において、きちっとした取り組みができるかどうかという検証もすべきという判断になりましたので、やはりそれをするためには、滞納がある方は、幾つかにわたって滞納がある方が多いという現状がありますので、やはり一つの課が直接かかわるということを繰り返すだけではなくて、連携して、その方の生活相談にも着眼した上で対応すべきというところで、それを繰り返しまして、今回、債権上、管理条例を設けて、きちっと仕組みづくりをして、各課が統一したルールづくりのもとすることによって、住民にもわかりやすく、あと、公平負担の原則に基づいた徴収に結びつけたいという思いからしましたので、過去も徴収につきましては、きちっとそれに基づく対応はしてきたのですが、一部過去の整理につきましても、この際、きちっとする形をいま一度確認するために制定するものでございます。

○三鬼（和）委員　制定すること自体やぶさかでないのであれなんですけど、説明の折、財政的なものとか中電がとかと、本市においては、合併ができなかった以降というのは、財政はずっと厳しかったわけじゃないですか。議会の中でも、どうして時効にするのかということとは、それぞれの議員が確認はしておったけど、全てここまでは確認できていない中で、どこまで条件を満たしておるのかということも含めて、病院の料金なんかもそうなんですけど、議会でも議論あったんですよ。そうした中で、これって、市長の専決事項になるんですか。極端な話をしたら、事業会計において、例えば今2,000万かな、何かあるの、端的な言い方をしたら、すっぱりやってしまうと、赤字がぼんとこれだけ上がるということで、大きな問題じゃないんですか、病院の今の未納の部分も含めてでも。

○三鬼政策調整課長　今回、この条例を定めさせていただきました本来の目的、一番の目的は、やはりこれだけ2億5,000万の未収金がある中、限られた財源の尾鷲市において、どう財源を確保するかというところに主眼を置いております。やはり負担義務に応じてお支払いいただくことをきちっと果たしていただいて、公平性をとった上で税源収入を確保するというのが重きを置いておりますので、いわゆる21ページにあります債権の放棄に関する条例につきましては、やむなくする場合においてのみしますので、基本的には、回収に力を置くために各課連携のもと体制をとってするというところが主眼ですので、債権の整理についてが主眼ではありませんので、御理解ください。

○三鬼（和）委員　もう一点、これはあれですか。この条例で事業会計である病院とか水道も十分適応になるんですかというのが1点と、それと、先ほど専決云々と言ったけど、そうじゃなくて、病院とかだったら、予算なりの中でそういったことがマイナスするとかという予算が出てきて初めて承認するかせんかということなので、漠然と執行部の中で、行政側の中でこう決めてしまいましたという議会への報告はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。この条例と予算措置のかかわりの中では。

○三鬼政策調整課長　まず、公営企業会計の尾鷲総合病院と水道部につきましても、今回のワーキンググループで適用になります。

それにおいて、やはり今おっしゃったような債権の放棄に関しては、必ずお納めいただく努力をあらゆる角度からするということが前提ですし、その努力の中でも、1から7にある条件が本当に厳しい条件で、全てがどういう方策をとってもとれない方かつ時効も含めて、そういう条件に当てはまった人だけですので、それ以外につきましても、先ほど申しあげました尾鷲市債権管理委員会において十分議論をした後、また議会でも報告をした上で方針を決めるなり、そういうこともさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○三鬼（和）委員　いやいや、そういうことじゃない。行政手続上は一般会計であっても、事業会計であっても、予算なり、財務諸表へ出てきて初めてその分を減額するということが出てくるわけじゃないですか。口頭では、こういう減額するに至りましたという説明はあろうかと思うんですけど、事務的にはそれが伴わないとおかしいので、ですから、専決では変でしょうと。方針を決めるのは仕方がないと思っておりますけど、それを示した上で予算を認めるか、減額になったやつを認めるか、病院事業会計でも認めるかというのは議会の仕事だと思うんですけど、その辺はきちっとしていただきたいと思うんですけど。

○奥田委員　ちょっと確認なんですけど、今回の債権管理、条例も制定するということなんですけど、5ページ、6ページにあるものが全てなんですか、これ。

○濱田政策調整課主幹　決算書の中で確認する未収と上がっているものについて確認した部分では、これだけになっております。

○奥田委員　そうすると、2億5,000万という話があって、市長も以前に言われていたので、結構あるなと思いましたが、ただ見ると、税務課の税金関係が1億7,000万で、あと残り8,000万ということなんですよ。2億5,000万と聞いたとき、僕、びっくりしたんですけど、それと、三鬼和昭委員が言われた

ように、またこれできちっと管理しようと思ったら、過年度分も落とさないといけない部分もあると思うので、必ずしも全部2億5,000万、そのまま財政難だからそれに寄与するんですよというような、僕は、そういうような感じで市長は以前言われておったもので、えっと思ったんですけど、よくわかりました。

それで、税務課の部分、税金関係、1億7,000万ぐらいあるじゃないですか、2億5,000万のうち。これまでの県の回収機構を使ったりとかしてやっていた分があるじゃないですか。その辺とのかかわりというのはどうなるんですか。

○濱田政策調整課主幹　この取り組みについてですか。

○奥田委員　そう。

○濱田政策調整課主幹　ここからの債権の回収のやり方としては、回収機構に移管してやる部分もあるし、要は、今、各担当課の職員はかけるけれども、徴収まで行っている職員数が相対的に不足しているというか、なかなか取り組みが進んでいないというのがそもそもの原因で、要は、過去の未納分まで含めた取り組みがうまくいって進んでいないというのがあったもので、これを全体をまとめて取り組みを、全課協力の中でやりましよう、債権所管課協力のもとで情報共有を図りながらやりましようというスタイルなので、当然使えるものは管理回収機構も活用させていただきますし、逆に言ったら、総務省とかが推進しているような外部機関ですか、そういう弁護士事務所や債権回収会社であったりというようなものについても積極的に活用を図れというような通知文書も総務省のほうからも出されているので、必要に応じたら、そういうことも活用しながらやっていきたいなというふうに考えております。

○吉沢税務課長　申しわけないです。ちょっと補足をさせていただきます。

地方税回収機構のほうはルールがありまして、市税を対象に基本しているということで、今回、この条例のほうの内容は、担当課長のほうからも説明したとおりなんですけど、公債権、市税等については、地方税法から国税徴収法を準用して、がんじがらめといいますか、やり方が決まっておる中でやっていたもので、この条例を定めたことによって、市税のほうの取り扱いが変わるということは特にないということで、ただ、情報共有ということと、実際の私債権のほうとか、非強制徴収債権のほうの、はっきり言ったらそこら辺の決め事をこの条例で定めたということで御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○奥田委員　そうすると、税務課関係のところはこれまでどおりという形で、あ

と残りの8,000万円の部分かな、未収になっている。そこのところを強化していくということなんですかね。はい、わかりました。

○野田委員 債権の管理の基本方針ということで、こういうことをつくる、方針書をつくることはいいことだと思うんですが、三鬼委員との話の中で、3ページのところに、財政基盤の確立が急務であるとかと書いてあるんですが、これは逆に言うたら遅いのではないかなと。ちょっと余分なことですけれども、感じております。

その中で、方針書はいいんですけれども、7ページのところの、統一された指針マニュアルの策定という、今回こういう手続というんですか、マニュアルがないためにこういうのをまたつくっていくということなんですかけれども、またこれは、ここで非常に時間がかかると思うんですよ。いつごろこれを策定して、いつからこれに基づいた実行体制を構築してやるのか、そして、それを議会じゃなくても、いろんな1年間の実績というものをどのように公表するのかとか、そういう部分がない状態でこういうのをつくりましたでは、効力というか、効き目というのはないと思うんですが、その点はどうですか。その点、お伺いしたいんですけれども。

○三鬼政策調整課長 統一された指針マニュアルは、ワーキンググループの中でも議論してきたところですが、やはり各課において、これがきちっと統一されたものを制定すべきという話で、今回、基本方針と条例案を示させていただきましたのは、できれば12月の定例会に条例案を出させていただきまして、周知期間も含めて、4月から運用するまでの間に、再度、このワーキンググループも設置委員会も含めて、マニュアルづくりはそれまでに終える形で進めておりますので、十分対応できるものと考えております。

○野田委員 それで、これをつくった後の、要は実行していく部隊というんですが、それは各課に、いろいろ物に基づいて行動していくという明確な基準というのができてくるわけなんですかけれども、それについて、1年間こういう活動をして、こういう結果が出ました。要は、未収金の回収がこれほど図られましたとかという、やはりつくるだけでは意味ないと思うもので、つくるとは大事なことですけれども、そこら辺の活動成果というか、そういうものをどうだったのか。そして、また1年たった後、どういう問題があったのかという検証もしていかないと、全然効き目がないと思うんですよね。

○三鬼政策調整課長 もちろん各課での取り組みは十分懸命にしなければいけないのは当然のことですが、先ほどから申し上げます尾鷲市債権管理対策委員会というのを設置させていただきます。その中で、債権の管理に際する進捗状況もこ

ここで取りまとめて報告する資料としてすることもできますし、あと決算で、それぞれの成果については当然報告をさせていただきますので、それにつきまして、この条例をつくり、債権管理対策委員会を設置し、そういうワーキンググループを含めた債権のレベルアップをするためには、やはりそういう報告は当然必要だと思っていますので、そういう形で報告をしたいと思っています。

○野田委員　一つの決算にも未収金の回収とか、損失の部分とかというのは出てきてわかると思うんですけども、そういうまとめたものというものを、特筆した形のまとめたものというものの報告は行政常任委員会とか、そういうところもあるということで考えてよろしいんですか。

○三鬼政策調整課長　そのような形で整理してする方向を検討したいと思います。

○南委員　今回、新たに12月に上程される尾鷲市債権の管理に対する条例については、税の公平性を保つという意味でも基本的なことを明確にさせていただくということで、大変いいことだと思うんです。

この資料については、実はきのうの夕方、送っていただいて、まだ熟読はしていないものですから、細かい話が僕はよくわからないんですけども、ちょっと1点だけお聞かせを願いたいのは、今回、明確化と条例化をすることによって、最終的には、地方税法やとか、地方自治法に基づいて、不納欠損で取れない分は落としていくということなんですけれども、今度上程する条例と不納欠損にかかわる整合性というんですか、恐らくこれを基本に置いて、フロー図を基本に置いて不納欠損をやっていくと思うんですけども、そこら辺の整合性について、もっと詳しく教えていただいたら、恥ずかしい質問ですけども。

○濱田政策調整課主幹　今の御指摘いただいた部分なんですけど、まず、基本、今まで残っている全ての各債権、かなり古いものから残っていると思います。まず、各課でしないといけないのは、それぞれの残っているものがどういう状況で残っているかを全てまず整理から始まるものと思っております。

その中で、例えば私債権であれば、時効の援用がされていないものであれば、当然延々と徴収が可能になるので、本人さんからの指摘がなければ、それは徴収がもしかしたらお互いの納付誓約書等を得て徴収をしている場合もありますし、全く取れなくて、もう時効なので欠損やという方もおるかもわからないので、まずはその整理をする必要があるのかなと思います。その整理をして、それらの中で、当然亡くなられている方であれば、相続放棄であるとか承継があるのかということも全部調査をした上、その中で、法的にもどうしても取れないというものについて

は、その中でのものを不納欠損と債権放棄という形に整理をしていかざるを得ないと思っております。少しでも何かの対策をとることによって取れるものについては債権回収に行きたいと。そういう部分での整理をしていきたいと考えております。

○南委員　最終的に、条例が可決して制定することによって、執行部のほうとしたら、税収の滞納分の収入が、恐らく多少は上がるだろうという目的を持って設定すると思うんですね。逆に、ある程度取れなかったものが取れるということは、不納欠損が幾分か減額されるやろうということですので、執行部としたら、2億5,000万の繰越金、滞納分のうち、大体これをするによって、どれぐらいのあれが収入として見込まれるという数字ははじいていないんですか、それだけ。

○三鬼政策調整課長　確かに確保を目指して取り組んでおりますワーキンググループの中においても、その数値的な試算は正直できておらず、先ほど説明ありましたが、回収の努力は職員でできる範囲ももちろんさせていただきますし、例えば困難な場合には、管理回収事務所、そういうところにお手伝いいただきながら、成功報酬制度に対する手数料を払ってでも、担税能力のある方には、そういうことも含めて、一步一步努力したいというのが現状でございます。

○濱田政策調整課主幹　実は、この取り組みは昨年からやっけていまして、昨年、何したかという、住宅使用料であったり、保育料の滞納額が非常に極端に多いということが取り組みを進めるに当たってはあって、そこに着目をして、その中で、かなり古いものも残っているということがありましたので、それで個別の台帳のきちんと整理をしているかと、どういう取り組みをしているかというのは、去年、昨年度ありました。その中で、その二つの債権だけを取り組むのじゃなくて、全庁的な債権を見た中で取り組みを進めないと、なかなか説明がつかないということがありまして今回につながっているので、全ての債権につきましても、当然どの方がどれだけの滞納をしているか、まずきちんと整理していただいて、その中でどんな取り組みをしているかをした中で、どうしても今現状からしたら、ちょっと取り組み不足で取れなかったもの、法的にどうしても取れないというものと、やっぱりまだ取れる可能性なら、その手だてを打つということでこれを整理していかないと、どんどんどんどん整理をせずに放置されて流れてしまうものがふえてしまう。こういう取り組みをすることによって、基本大事なのは、現年未納を少しでも減らすことという大きな要因であります。当然過去のもの整理しつつ、現年に発生するものを抑制することによって底上げをしていきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　先ほどの説明を聞いて、今回条例ができたから、そういった取り組みをしていくというんじゃないしに、1年なり2年前から取り組んでおった。もっと前から取り組まなあかんことだと思うんですけど、取り組んだという話を聞いて、それで今回こういうふうに至ったということはわかったんですけど、一つ、例えば病院があるじゃないですか。病院も、例えば外部委託とか、そういったことも踏まえて、今回検討というか、病院側の説明ではどうなんですか。

　　というのは、大きな病院とか、そういったところでは、ケースワーカーがいたりとか、いろいろなのが出て、診療代の支払いとかも相談に乗ったりとかと、いろいろやられているところもあると思うんですね。それで、総合病院のほうも、退院する人の今後の療養とかを含めて、ケースワーカーを置くべきだということで、10年ぐらい前かな、伊藤市長のときから、そういった人を配置するということで進めてきた経緯もあろうかと思うんですけど、診療料等については、そういった相談とか、病院が窓口になってとかと、それで、滞納しておる部分を今後外部委託とかということも含めてどうなんですか、議論はしてきたんですか、どうなんですか。

○濱田政策調整課主幹　　実は、三重県のほうの奨学金のほうで、外部の法律事務所とかに委託しているというケース等がありまして、病院のほうにもいろいろ民間の会社から債権回収という話があったということはワーキングで報告ありましたので、実際、他県から債権回収の方にお越しいただいて、政策調整と病院も入った中でいろいろとお話をさせていただいております。当然費用負担がどうかとかいうふうなものも含めて、最初にそれにお金が多額にかかるようであれば費用対効果の面もありますし、そういうのも確認して一応話はしているので、病院についても、そういう外部の団体、外部の機関を活用した債権回収に努めたいというふうなお話はワーキングの中では伺っております。

○三鬼（和）委員　　この条例をする中では、生活困窮者ということがあって、特に病気した人なんかも、財政的にも大丈夫だという人もおれば、それで生活が苦しくなったという人もおる中でやるのですけど、本人が支払いしていくという誠意というか、気持ちというのは大事であって、それでこつこつでもしていかなざるを得ない人もおろうかと思っておりますので、そういったこともありますけど、全体に外部委託なんかも一応検討した中で、総合病院の経営も大変ですから、この分、今言いましたように、病院のほうにぼんと不納欠損してしまえば、これだけが3条資金の中でぼんと赤字になってしまうということですので、その辺も慎重に積極的に検討を詰めてほしいなと思います。

- 小川委員 追加資料の要求をしたいと思うんですけど、尾鷲市が預かっている代表的な債権の表ってありますよね。例えば、これは公債権なのか、私債権なのか、強制徴収なのか、強制執行なのかとか、あと、消滅時効何年とか、これ、援用が必要なのか必要ないのかというのはあると思うんですけど、そういった表というのもできると思うんですけど、できますよね。
- 三鬼政策調整課長 基本方針でお示ししてある表以外に、もっと精査されたものをということでしょうか。
- 小川委員 これ、見てもらったほうがいいけど、ほかの資料では、こういったのがあるんですよ。それがあったほうが皆さんわかりやすいと思うんですけど、きょうじゃなくてもいいので、そういった資料を出していただければと思うんですけど。
- 濱田政策調整課主幹 今回ここに上げさせていただいているものであれば、このように、実は28と29の金額になっているんですけど、ここに、消滅時効とか、強制公債権の根拠法と援用の有無のマル・バツを書いたものはつくっているのはあるんです。ただ、こっちが30年度の決算を反映したもので、こちらは28、29でスタートしたときに最初につくって、内部でお示しさせていただいたものなので、もしこれでよろしければ、数字は当然30に。
- 三鬼政策調整課長 整理、精査させていただきます。
- 三鬼（和）委員 数字もそうなんですけど、項目を分類した表も欲しいと、添付してほしいということや。
- 三鬼（孝）委員長 12月議会に上程されるので、そのときに資料を出していただくようにお願いします。
- ごぞいますか。
- 野田委員 先ほど病院等の担当者の方が説明あったんですけども、そういうものをもう一遍整理し直してとか、未収金の債権の部分を整理し直してとかということをおっしゃったんですけども、そういうのは、各水道でもきちっとやっているんじゃないんですが、そうでもないんですか。
- 三鬼政策調整課長 もちろんワーキンググループを中心に、責任者が出て会議をしておりますので、今おっしゃった資料も含めて整理させていただきます。
- 野田委員 亡くなっている方に債権を回収するために、そういうことはやっていないと思うんですけど。例えば本人で相続で次の人に回収を求めておるとかということはあるんですか。

- 三鬼政策調整課長　　相続というのは、プラスの債権とマイナスの債権とありますので、当然承継された方に担税能力のある方については、納税というか、負担をお願いしているのが現状でございます。やはり亡くなられた方でも必ず、相続される方がいるときといないときによって違いますけど、いる場合には御相談をさせていただきます。
- 野田委員　　21ページの債権の放棄のところなんですけれども、ちょっとはつきりわからないところは、(6)なんかのときで、未収金そのまま残っておるとかということは今現状ないですよ、そのまま債権として残っているだけということ
- 濱田政策調整課主幹　　わかりますよ、多分、各課それできちんとしていていると思いますけど、それも含めて内容を精査させていただき、あるかもわかりません、はっきり言えば、わかりません。ですので、それを改めてこの条例をするに当たって、自分ところの債権、誰がどれだけあるのか、それが取れるのか、取れないかを含めて、全部をきちんと一旦整理をしないと、整理をしているものと思っているんですよ。思っているんですけれども、そこまでこの条例が出るまでにきちんと整理をして債権につながないと、本人に取れないものを取りにいても、それは問題でもありますし、そういうのはやっぱりきちんと整理が必要なのかなという意味で整理をさせていただきます。
- 野田委員　　最後に、病院とか、そういうところでいったら、クレジットカードとか、保証付きの決済機能とかというのがあろうと思うんですけれども、そういうのも仕方を広げながら、不納な回収にならないような手続もちょっと考えるべき時期に来ておるのかなと思っていますので、そこら辺もまた考慮してください。
- 以上です。
- 三鬼(孝)委員長　　他に。
- 楠委員　　まず、3ページの税外未収金等の対応については、先ほど税務課長のほうからも、機構なりとか、あとは弁護士さんとか、そういう専門家の活用ということもあったんですけど、基本的に、その途中にまた人材不足によってというところがあるんですけど、こういう債権関係の課題というのは、全職員が対象になってくると思うんですね、業務上。担当じゃなかったとしても。そういう意味では、庁内用の周知とか、あるいは研修というのはどういうふうを考えられているんですか。
- 三鬼政策調整課長　　確かに、担当課を中心にスキルアップをするのはもちろんですけど、各課にわたって債権が存在しておりますので、やはりどういう形でする

かということ、今回のワーキンググループでの議論を多くの人に知っていただき、やはり研修会を重ねるなどスキルアップは継続して行っていきたいと思います。

○楠委員 特に弁護士さんとか、そういう専門の方を入れて講習会とか研修会を開くのは結構いいんじゃないかなと思います。それから、先ほど野田委員が言っていましたけど、マニュアルをつくって、水平思考が必ず同一レベルになるような考え方をしてほしいなと思います。

もう一点、今回、債権の関係で、たしか2010年代ごろから、各基礎自治体が債権の関係の条例をつくり始めていると思うんですけど、今回、尾鷲市の場合は、公債権と私債権を一緒にした条例になっていますけど、比較的公債のほうは、地方自治法である程度手続上はしっかりしているんですけど、私債権に関する条例というところもつくっている行政体も結構あるみたいなんですけど、その辺、一緒にした理由というのは何でしょうか。

○濱田政策調整課主幹 本年3月に、総務省から債権回収の先進的事例の取り組みというようなまとめたものが届きまして、その中で、例えば条例を定めていますよとか、こういう生活困窮者対策に外部登用していますというのはありましたので、基本そちらを参考にさせていただきました。そちらで上がっている自治体、特に債権管理条例につきましては、御指摘のように、平成28年度とか26年とか、結構皆さん早い時期にほぼつくっているのが現状でして、そこで総務省が例に挙げているような自治体さんであったりとか、近隣市町の自治体の条例を全て並べた中で、ワーキングの中でそれを全部、六つか七つ集めた中で内容を検討して、これをとっていかうかということで決めたので、大体とったものが私債権とか、あれまで含めて全部書いてある条例体系になっていましたので、このような形で整理させました。特に、個別に分けてしまうとなかなかわかりづらいというのがあったので、その中で定義規定を置くことによって、一つの条例の中で、全ての基本的な手続を書いておきたいということで、条例がこういう形になっております。

○三鬼（和）委員 今の回収ということで、国の制度の問題なんですけど、働き方改革のことで、聞くところによると、税務課の集金している方かが、雇い方の関係で廃止するということになるかと思うんですけど、今後、このまちにおいても高齢化が進んだりとか、そういった中で、むしろ職員の方がそれにかかわることを正職員の方がやってくれればいいですけど、職員も動くか動かんかというのは目に見えてわかっていくとか、そういった廃止をして大丈夫なんですか。むしろ反対に逆行しておるように思うんです。こういった取り組みをする中では、細目化する

意味ではどうなんですか。

- 吉沢税務課長　多分うちの税務課の納税相談員の案件の話をしておられると思います。具体的な話はまだ詰めていない部分というのですか、公式なところは総務課のほうから発表するんですけど、まず第一に、会計年度任用職員の徹底というところから始まりました。それで、本市におきましては、御存じのとおり、十数年前から、基本的には国情報に準じて粛々と、滞納されたら調査して、そこで案件を見きわめて差し押さえ、機構を活用したりしている中で、反面、それまではそういうことを正直な話、徹底していない部分がありましたので、かなり納税相談という形で、納税相談員といっても集金ばかりではない、普通に滞納があったときに分割納付相談をしたり、手続上の窓口になってきていただいたりしている部分があったんですけど、従前、雇用したときには、差し押さえ等滞納処分のほうが、正直ちょっと徹底していない部分がありまして、臨戸訪問による徴収対応の部分があったんです。それで、自分も二十数年前おったとき、集金人さんと一緒に、重たい案件というんですか、なかなか交渉に応じていただけない方は正職が行って、ルートによって、毎月、そのときはコンビニも何もありませんでしたので、集金に来ていただきたいというところはそういう対応をしていました。その当時に比べて、臨戸訪問による集金による件数はかなり減少して、反面、片一方では、変な話ですけど、滞納される方の抗弁というんですかね、何日に聞いてくれとか、そういうのは基本的にしていないと。そういう形の中で、会計年度任用職員のほうの整理の形もありましたので、今、総務課さんとうちのほうの中の話をここで言うのはどうかと思うんですけど、今までも差し押さえとか、いろいろするもの、事務の補助とかいうのをさせていただいておりますので、そういった面で対応を来年度からするような形で今調整をしております。納税相談員という呼称ではないんですけども、同様といいますか、同程度のことをさせていただくような形で、総務課さんとは、委員の話の調整のほうはさせていただいております。

以上です。

- 三鬼（和）委員　一番心配するのは、こういう条例つくっても、納税率が下がればもともないじゃないですかね。そういったことでは、高齢化のひとり住まいがふえるという中では、納税相談というか、それというのは大事だと思って、滞納してしまってから動くというよりかも、滞納する前にそういった相談があれば、金額を調整しながらとか云々ということも踏まえて、その収納率を落とさずに税の公平性を保つというやり方ができるかと思うんですけど、滞納してしまってからでは、

条例に基づいた手続をしなくちゃいけないというところになってくというのと、事前にするというのは大事だと思うので、これは慎重に考えていただきたい。総務課とも相談しながら慎重に考えていただきたいなと思います。

- 吉沢税務課長 おっしゃるとおり、今までも集金自体の件数はかなり激減したんですけど、後期高齢者医療保険料とか、国保とか、途中加入、途中脱退があった方は、なかなか制度が理解できんと、納税通知書が行ってもわからんという方もおりますので、うっかり忘れとかいうのに大変対応をとる部分がありました。そこら辺については、今後また正職とも努力して、恐らく事務補助員の話もあって、そういう役割を今精査をして、混乱を来さんような形で事務のほうも整理しております。以上です。

- 奥田委員 1点、お願いがあるんですけども、5ページ、6ページ、さっき数字のことを申し上げましたけど、2億5,000万のうち、税務課管轄が1億7,000万あって、あと、公益企業の水道と病院のものが5,700万ぐらいあるのかな。あと残りが2,000万ぐらいなんですよね。

それで、特に決算審査のときに、水道とか病院なんかは、税務関係もそうですけど、結構細かく説明していただけるんですよ、滞納がこれだけあるとか。だから、これまでも担当の皆さん、取り組んでいらっしゃると思うんですけど、僕が問題なのは、残る2,000万ですよ。この部分というのは、手数料とか使用料にしても、入ってきたものだけを決算書に入として上げるんじゃないですか。そこが問題なんですよね。じゃないです。

だから、予算の審査とか、決算の審査のときでもたまには僕らも聞くけれども、過年度はどうなんやとか、どれだけ残っておるんやとか、聞くときもありますけど、僕は2,000万の部分の、福祉保健課の部分が多いですけど、その辺の仕組みが問題なのかなとも思うものですから、思いません。

だから、問題はそこだと思うんですよ。だから、きちっとした予算、決算のときの、今回、債権の管理を徹底されるということは非常に僕はいいことだと思うんですよ。どんどんやってほしいなと思うんですが、そんなもんで、お願いとして、この9ページにあったように、3番にある透明化、全体に見える化、これをきちっとしてもらおうということ。そして、2番の、皆さん、一生懸命やってもらっていると思いますよ、債権回収を一生懸命やってもらっていると思うんやけれども、予算書、決算書に載ってくるのが、過年度分では、未収の部分はなかなか出てこない部分あるもんで、直接ですよ。だから、2番の9ページの基本方針の四つあるうちの

2番の全庁的な問題意識の共有と職員のレベルアップ、この辺のところをきちっと職員の中では徹底していただきたいということと、予算、決算のときに、ここの5ページ、6ページに出ている債権の項目に対して、きちっとした報告を今後されると思うんですけども、それだけはお願いしておきます。

- 濱田政策調整課主幹 未収額につきましては、決算書に載っておりますので、その部分の中での現年と過年度を分けたという部分は確かに出ておりませんので、その部分につきましては、未収額のうちの現年、過年がこうで、こういう取り組みをしていますということで御報告できるようにさせていただきます。
- 三鬼（孝）委員長 他に。
- 小川委員 把握しておるか、していないかはわかりませんが、援用を使われる部分というのはかなりあると思うんですけど、時効の援用が使われた場合に、大体どれぐらい減っていくというのは把握はされていますか。
- 三鬼政策調整課長 委員おっしゃられるように、時効の援用につきましては、いろんな捉え方がある中で、これは今後ワーキンググループの中で整理することとしておりますので、今実際にどういう形で、どれぐらいの件数が見込まれるかというのは想定しておりません。
- 小川委員 援用を使われる場合、こちらから徴収に行ったときに、あなたは援用を宣言できますよとか、親切心からしたら、それを言うたら、じゃ、時効ですねと。それはどういったやり方をするのかというのを。
- 濱田政策調整課主幹 担当職員から、援用ができますというような発言をしないというふうでは、ワーキングでは当然話をしていきます。先ほど言われたように、それぞれによって違うので、まずは、各課の中で、何年から残ったものをまず整理して、それが時効を過ぎて、援用を要するけど、宣言をすれば時効に該当するのかどうかをちょっと整理してみないと、全体像が幾らになるかというのは、まだ現状把握しておりません。
- 小川委員 参考までに、空き家条例もできてきましたし、強制代執行をやった場合の債権とか、あと過料とかの債権もありますけど、それは多分公債権やと思うんですけど、時効とか強制、いろんなのありますけど、それはどういった扱いになるのか、わかれば。
- 濱田政策調整課主幹 申しわけないです。現状からしますと、今、決算書上等で把握できる未収金という前提に話を進めましたので、個別の個々の案件について整理をできてないというのが実際ですので、その中で出た時点で、それがどうい

位置づけになるのかということが、これからさせていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　よろしい。

他にございませんか。

○三鬼政策調整課長　　少しだけお時間をいただいて報告をさせていただきたい件があります。

9月議会でお認めいただきました第2期総合戦略の予算の執行状況で少しだけお伝えいたします。

そのときには、第2期総合戦略は来年度から始まる旨、9月議会で策定の費用をお認めいただきました。それにつきましては今整理中のごさいますて、近々初会合も開くのですが、やはり基本的には、総合計画は第7次が2022年度から始まります。ですので、基本的には、第7次総合計画に合わせた総合戦略を定めるのが基本となっておりますので、今回、第1期の総合戦略を延長した形を基本に、新たな視点を入れた検討を今行っておりますので、また今後随時、その進捗状況においては御説明をさせていただきますので、そういうことで御理解ください。お願いします。

○三鬼（孝）委員長　　よろしい。

課長、債権管理対策委員会で不納欠損金の決定を行うわけがございますけれども、それに当たって、委員の皆さんも要求がありましたけれども、当委員会へ説明を事前にしていただくことをお願いいたしておきますので、よろしくをお願いいたします。

これで政策調整課を終わります。

10分間休憩します。

（休憩　午前11時00分）

（再開　午前11時10分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、財政課に係る使用料等の見直しについての説明を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○岩本財政課長　　財政課です。よろしく申し上げます。

それでは使用料等の見直しについて御説明申し上げます。

このことにつきましては、総務省通知により、公の施設の使用料、利用料金について、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改正に係る条例改正の措置を講じられたいとの通知があることから、9月の第3回定例会の本委員会におい

て説明をさせていただきました使用料、手数料等に係る受益者負担に関する基本方針に基づき、関係各課と当課が調整しながら見直しを進めてきたところでございます。

本日は、その見直し、検討状況、全体的な状況について御報告をさせていただきます。

委員会資料の1ページをごらんください。

まず、その表の1番でございます。使用料の見直しについてでございますが、表に記載のとおり、使用料の件数としては35件ございまして、そのうち基本方針に基づいて見直しを行ったものが25件、そして、検討の結果、料金改定をすべきと判断したものが20件でございます。なお、枠外の米印のところに書いておりますように、20件のうち3件、具体的には斎場使用料と深層水使用料、市民文化会館利用料につきましては、今回の方針に基づく改定ではなく、独自に改定を実施するものでございます。

また、条例改正件数といたしましては、複数の使用料が同じ条例の中に規定されているものもございまして、改正件数としては13件という予定でございます。

次に、2番の手数料の見直しでございますが、件数としては19件ございまして、そのうち、基本方針に基づく見直し対象としたものが6件ございましたが、結果、近隣市町との金額との比較を考慮して、今回改正すべきと判断した手数料はございません。

次に、資料の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

この表は、所属別に使用料の名称、根拠条例等、そして、基本方針に基づく見直し対象、条例改正の有無を取りまとめたものでございます。そのうち、右から2番目の基本方針に基づく見直し対象の欄でバツ印をしているところもありますけれども、これらにつきましては、上位法令等に基づいて改正を行っているものや独立して経営管理を行っている、あるいは基本方針での算定には適さない等の理由で、方針には基づかず改定を行うもの、または検討を行ったものをでございます。

次に、4ページ以降でございますが、この表は、使用料ごとに見直し前と見直し後の使用料を掲載しておりますので、参考にござんいただければと思います。

なお、この料金の算出につきましては、料金設定されてからかなりの年数が経過しているものが多く、算出根拠が不明瞭なものが多数あったことから、その施設の面積、利用人数、時間などを基準としたサービスに係るコスト計算を基礎として、公共と受益者の負担割合の設定を施設ごとに行って、他市町の状況にも鑑みるなど、

そうした検討を行った上で激変緩和措置を考慮した料金として設定をしております。

また、今回の改定の統一的な考え方といたしましては、料金体系をなるべくわかりやすく、住民全般がより利用しやすいようにということで、時間体によって金額に格差があった施設については、時間当たりの単価を統一したり、あるいは別途を徴収していた、エアコンや照明料金等の附帯設備使用料を廃止するなどしております。また、減免につきましては、統一基準を設け、施設の設置目的、適用事由、公平性、公平性に十分留意して、できる限り曖昧な基準は廃止することとしております。

全体的な見直し状況は、以上のとおりでございます。先ほど申し上げました改定を要する使用料20件、該当する条例数としては13件ということになりますが、これらにつきましては、12月の第4回定例会におきまして、各担当課から条例改正案を上程させていただき予定としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、使用料の見直しの検討の中で、方針に基づく見直しの対象外として検討された、商工観光課の深層水使用料につきましては、特にこの後、担当課から別途説明させていただきことになっておりますので、よろしく願いいたします。

財政課からは以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

財政課から、使用料等の見直しについて御説明ありました。

これに対して、御質疑ある方は御発言願います。

○楠委員　4ページ以降で、見直し前と見直し後で金額が変わっていないところについての考え方というのはどうなんでしょうか。

○岩本財政課長　変わっていないところも一応はコスト計算をして計算をしております。ただ、その結果、改定前の料金等とほぼ同一であったり、他市町と比較して適当な値段であったということで、変わっていないという部分もあると思います。

○三鬼（孝）委員長　よろしい。

他に。

○野田委員　まず、総務省の消費税の見直しというところから端を発しているという形なんですけれども、2ページのところの基本方針に基づく見直し対象というのは、先ほど基本方針とあったんですけど、これは、どの基本方針になるの。

○岩本財政課長　これは、9月の定例会の委員会の際に説明をさせていただきました財政課がつくった資料でございます。使用料、手数料等に係る受益者負担に

関する基本方針というものに基づいて見直しを行ったということでございます。

○野田委員　それと、他の市町と比較してと言われたんですけども、どのよう
なところと比較されたんですか。近隣なのか。

○岩本財政課長　主に東紀州圏内であるとか、あるいは県内を中心に比較検討を
行っております。

○野田委員　これ、見る中において、見直し後というのが、4ページの市民サー
ビス課のコミュニティーセンターの使用料とか、中央公民館の使用料なんかが、今
回、時間当たりということで、それを基準にされたということなんですけれども、
ちょっと高いかなというような気がしまして、4ページとか12ページ、中央公民
館の使用料、時間当たり1,800円ということになっています。そこら辺のちょ
っと違和感を感じるんですけども、制定するに当たり、12ページ、安くなってお
るところもあるんですけども、全体的にすごい高いなという気がしたんです。そ
の点、どうですか。

○岩本財政課長　これは、これまで改正を行ってこなかったということもあるん
だと思うんですけども、今回、コスト計算によって計算しておりますので、その
結果、適正な価格を設定したということと、もう一つは、先ほど言われたように、
時間帯によって金額の高い安いを設定するのではなくて、1時間当たりの単価で全
て統一したということで、時間帯によっては高くなったり、逆に安くなったりとい
う現象は起こっております。

○野田委員　今回、この改正によって、使用料または手数料の収入が平成30年
度決算においてどれだけあったかというのは、ちょっと今、僕、把握していないん
ですが、その中で、これを導入することによって、どのような使用料、手数料、収
入が見込まれます。

○岩本財政課長　今回の改定の内容をそれぞれ見てみますと、単純に値上げとな
るものももちろんありますので、それなりについては、仮に利用人数が同じであれ
ば、値上げ分だけ増収になるとは考えられます。

ただ、先ほど説明させていただきましたように、例えばエアコンの利用料金なん
かについては、これまでは基本料金とは別途徴収しておったものを、見直し後はそ
れもコスト計算に含めた中で料金算定をしたということもありますので、エアコン
を使った場合は、見直し後のほうが安価になるというようなケースも中には出てき
ます。ですので、個別では、もしかしたら減収になる場合も出てくるかもわかりま
せん。ですので、今の段階で使用料がどれぐらい増加するかというのは、ちょっと

見込めてはおりませんもので、今後の状況を見ながら判断していくしかないかなと思っております。

○野田委員 見込めていないのか、見込んでいないのか、計算してないのかということなんですけれども、そういう概算なり目算なりというんですか、そういうものも計算されてないですか、ある程度の。

○岩本財政課長 これ、財政課では今は計算しておりませんが、今後当初予算の編成を迎える中で、当然歳入の見込みを立てる必要が各課でございますので、その中ではある程度計算されたものが出てくるとは思っております。

○野田委員 見込みですから、別にそれが確定とか特定とか、これじゃないといけないとかというわけじゃないんですけれども、やっぱりある程度の見込みというのは、当初予算を組むにしても、そういう数値とは把握していただきたいと思っていますので、またよろしくをお願いします。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、財政課を終わります。御苦労さんです。

次に、商工観光課を行います。

○大和商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

先ほど財政課より、使用料、手数料に係る受益者負担に関する基本方針に基づいた全体的な改定状況の説明の中で、基本方針に基づく改定ではないものが、当課が担当する三重海洋深層水使用料でございますので、その見直しに係る目的などを含め、詳細内容について御説明させていただきます。

それでは、提出資料に沿って、担当補佐より御説明いたします。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それでは、みえ尾鷲海洋深層水の使用料の見直しにつきまして説明をさせていただきます。

1 ページ目をごらんください。

本日、説明いたします項目をお示しさせていただいております。基本的な考え方から条例規則の変更までわたって、約5分間で説明をさせていただきます。

次ページをごらんください。

今回の使用料の見直しの基本的な考え方ですが、海洋深層水の使用料に関しまし

では、消費税が5%から8%に引き上げられた際には見直しを実施しなかったことや、現在、消費税が10%になったことなどに伴いまして、施設の維持経費に係る影響があるということから使用料の見直しを行うもので、原水、加工水、水産利用、その他利用など、全ての用途につきまして実施するものとさせていただきます。

また、今回の値上げに当たり、特別な考え方を当てはめますのが、大型分水でございます。

大口の分水に関しましては、分水装置であるスイングステージなどが必要となっておりまして、その施設の維持に約10年に1回ほど大規模改修が必要であるということから、大口分水に関しましては、それらの経費を勘案した改定を行うことといたします。

次ページをごらんください。

まず、大口分水でございますが、現在、口径の大きい分水管としては、専用分水管を栽培漁業センターなどに布設しているものと、写真にございますアクアステーションの駐車場にあるスイングステージにおいて活魚車などに分水する2種類がございます。なお、この大口分水に関しましては、深層水の種類といたしましては、原水のみの方水となっております。

次ページをごらんください。

今回の値上げに関しましては、消費税の引き上げに伴うものでございますので、基本的には、増加税率を乗じて未満を切り上げるという形で実施をしてございます。

また、専用分水管につきましては、1立米当たり、水産利用に関しましては、「20円」を「30円」に、その他利用に関しましては、「130円」を「140円」といたします。

大口分水のスイングステージに関しましては、水産利用が「20円」を「40円」に、その他の利用は、「400円」を「450円」に引き上げるというものでございます。

次ページをごらんください。

次に、小口分水でございます。小口分水に関しましては、原水に関しましては、使用料は、水産利用とその他利用に分かれており、また、海水淡水化装置で加工された淡水などは、用途は問わずに使用料は統一金額をいただいております。

次のページをごらんください。

小口分水の原水は、水産利用の場合、1立米当たり「20円」を「30円」に、その他利用では、100リッター当たり「100円」を「110円」に引き上げま

す。

海水淡水化装置の加工水につきましては、より多く御利用いただければ割安となるような計算を行っておりますのが、そのうち基準といたしまして、1リットル「10円」を「11円」にして計算を行います。これに関しては、後ほど御紹介差し上げます。

次のページをごらんください。

さきに説明いたしました値上げの金額を新旧対照表といたしまして、このページ以降、3ページにお示しさせていただいております。

7ページでは、大口分水での対照表でございます。先ほど説明いたしました変更点といたしまして、下の表の一番上の項目、水産利用の大口分水口での分水が、1立米まで40円となっていることがわかります。

次のページをごらんください。

次のページは、専用分水管での対照表でございます。

次のページをごらんください。

9ページが、小口分水での対照表となります。

これまで10リットル100円であったものが110円となり、1,000リットル、1立米であると、6,000円が6,500円となります。先ほどの説明のとおり、より多く使っていただきますと割安となるような計算式となっております。

次のページをごらんください。

今回の改正に伴いまして、ここにお示ししております条例及び規則の変更が必要であり、条例につきましては、必要箇所の変更を12月議会において上程する予定でございます。

なお、条例では、幅を持たせた料金体系としておりますので、今回も先ほど説明させていただいた金額に多少幅を持たせて条例改正を行おうと考えております。

11ページをごらんください。

こちら条例改正案でございます。

深層水の原水につきましては、現在10円から20円という形となっておりますが、改正では、40円から100円と、実際の価格改定後の金額、40円を下限として、100円まで引き上げの幅を持たせております。

また、専用分水管における分水につきましても同様に30円から100円とし、幅を持たせました。なお、先ほども申し上げましたが、本条例変更は12月に上程し、お認めいただいた際には3カ月の周知期間を経て、令和2年4月から施行する

予定となっております。

価格改定につきましては、御利用者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、改正の趣旨等御理解いただきまして、今後も家庭内で、また事業の中でさらに御活用いただけるようにできればと思います。

また、商工観光課におきましても、さらに多くの事業者、御家庭での新規の御利用をいただけますよう、海洋深層水事業を鋭意進めていきたいと考えております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

尾鷲海洋深層水使用料の見直しについて御説明ありました。

これについて御質疑ある方は御発言願います。

○小川委員 活魚車などの大口分水のところなんですけど、スイングステージに1回出すと300万ぐらいかかったんですかね。これ、20円上げることによって、大体年間どれぐらいの収入がふえるんですか。

○大和商工観光課長 大口分水だけに限れば、現在20円に対する使用料の単価に対して、とりあえず2倍となるということで、大口分水だけに限ればそういう金額になるということです。約40万前後という……。

○小川委員 1年間で40万ということで、それよりも、まだほかにもかかると思いますけど、上げる前になると、多分、1日にトラック1台で1,000枚とか買いに来ると思うんですけど、前買いに来たときも100枚にしてくれとか、コインが足りないみたいですけど、増量はどのように考えておられるんですか、コインの。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 海洋深層水のスイングステージにおけるコインの枚数ですけれども、確かにかなり枚数が減っておりまして、今年度事業の中で既に発注をして、コインのほうは新しくつくらせていただきました。ですので、これ以降、各事業者様のほうに通知を差し上げまして、1万枚、新たに作成いたしましたので、割り当てを決めて販売のほうをしていきたいと考えております。

○小川委員 例えば、個人名を出してあれなんで、11件で、トラック十何台を持っているようなところがありますし、トラック1台ずつ1,000枚も注文すれば全部消えるわけですよ、買いにきたときに。限定されるんですか、上限とかそういうのは。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 そちらのほうに関しましても、一応何千枚かは、まずはアクアステーションに保管しておかなきゃいけないという部分と、それ以外

の部分に関しましては、現在、いろいろな事業者様で実際に御利用いただいております。水量を案分して、割り当ての枚数を確定して、事業者様のほうに販売していきたいと考えております。

○小川委員 販売するとき、事業者というか、車のナンバーで振り分けたほうが結構うまくいくんじゃないかと、その辺は協議されましたでしょうか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 コインの枚数、販売先に関しましては、職員が直接お渡しさせていただいているような状況で、大体どこの事業者様にどれだけ販売しておるといのは確定しておりますので、それをもとにいたしますし、今、小川委員がおっしゃられたとおり、車のナンバーであるとか、車種であるとか、車の色であるとかというのをちゃんと確認した上で、不公平にならないような形で販売のほうをさせていただきたいと考えております。

○南委員 今回、10円アップというのはわかるんですけど、以前から言われていたように、LDビバレッジ、昨年3月に、ラインの故障によって、その後、海洋深層水の水が精製がされていないんですけども、以前から言われておったように、LDビバレッジさんとモクモクさんのほうへは、ラインを引き込んでおる経費もかかっていますので、LDで2億7,000万、モクモクのほうでも四、五千万のライン引きに経費がかかっていると思うんです。そういった意味では、使用料は当然なんですけど、基本料金として、毎月の基本料金を設定すべきじゃないかなというのは以前から意見があったんですけども、今回、料金アップに向けて、基本料金のほうの取り扱いについての検討はしなかったのか、その点だけ、ちょっとお聞かせ願いたい。

○大和商工観光課長 基本料金につきましては、施設が開業した当時の設定がないということで、今現在の更新の中で、基本料金設定というのはなかなか難しいかなというふうなところになっていくと思います。

○南委員 遡及するわけじゃないですので、やはり市の条例やで、条例と決めて、上位法とあれなんですか。もし設定すると違法扱いをされるんですか。そこら辺だけちょっと具体的に詳しく。

○大和商工観光課長 それはないと思います。確かに、当時企業誘致した関係もございまして、そういう考慮があったというふうに、我々としては聞いております。

○南委員 条例制定が違法に当たらないのであれば、やはり基本料金というのは僕は明確に、この条例の中で制定すべきだと思うんですけども、きょうは市長が

いないものですから、市長のこういった判断で、10円だけアップするような考え方であったのかなということと、それと、直接的ではないんですけども、LDビバレッジのほうのその後のラインの水の精製というのはどうなっておるのかなというようなことで、その後の流れも聞いていないのが現実ですので、そこら辺も踏まえて。

- 大和商工観光課長　　停止して以降、文書のやりとり等々がございまして、本年度も5月に、我々、訪問させていただいて、お願いというか、文書を出していただいております。それで、現在、それに対する回答をまたいただくということで進めております。ただ、向こうとしても、現在すぐにあれを改修するということは難しいということはおかれておまして、我々としても、今現在使っている施設の古道水のほう等々の装置等の改修等があった際には、ぜひこっち側もやっていただきたいということをお願いしつつ、やはり弁護士とも相談した上で、そういう途切れがないようにしていくということを前提に置いて、やはり雇用とか、いろんな面では貢献はされておるといことは、弁護士さんとの話の中でも出てきますので、ここで急遽、法的なところにはいかないということでございます。
- 南委員　　前から言われておるように、地元の雇用促進という面では十分理解は示しておるんですけども、いかんせん海洋深層水を引っ張ったメーンというのが、海洋深層水の水を売り込むというのが大きなテーマでございましたので、その水がないということで、こういった話になって、なかなか復旧もされないような感じが1年と、2年近くになってくると思うんですね。そういった意味では、僕は、基本料金は条例で制定すべきだと強く思います。
- 野田委員　　先ほど小川委員のほうから、40万の増額ということで言われた。全体的に、30年度決算においては海洋深層水の収入という部分については、180万ぐらいやったんじゃないかなと思うんですけども、決算上。今回、10円上げて、そういう中でどれぐらいの収入金額を見込めるのか、ちょっとそれだけ教えてもらえますか。ここじゃなくて、全体でいいですから。
- 大和商工観光課長　　先ほど小川委員の御質問の大口の原水というので、約40万程度で、その他もろもろ含めましても、50万弱ぐらいでございます。
- 三鬼（和）委員　　今回、金額の見直しとかとしても、原価的には大きな問題じゃない。一つは、今、南委員が言われたように、基本料金というか、名柄へ進出した企業に、海洋深層水はやっぱり尾鷲市の海洋深層水を全国的にやろうかという経済戦略で始まったっていうのがあろうかと思うんですが、古江小学校にしてでも。

そういった意味では、今これだけ値上げしたところで、これの運営費がどうこうという話じゃないもので、むしろやったときから初めからわかっておることであって、これは、あくまで経済基盤整備であるという位置づけだったと思うんですね。経済を振興さすということでしたので、海洋深層水の関連企業の普及をいま一度初心に戻ってやると。取水管が、ああいう事故があるまでは飲料水メーカーとか、かなりついておったと思うんですね。それが、事故があつてからかなり離れたというか、しょうゆつくったりとか、みそをつくったりとかもつくられて、現実、小さい範囲ですけど、海洋深層水の塩分というか、塩分を使うといと製品がとか、そばとかピザの練りがいいんだとかという、そういったところも特徴性も出ておるわけやもんで、いま一度産業振興というか、おわせS E Aモデルもしよる中で、海洋深層水絡みの戦略ももう一遍考え直さなあかんのじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんです、庁内で。

○大和商工観光課長 三鬼委員さんのおっしゃるとおりで、スタート以来、例えば尾鷲市内深層水のことというのと、ちょっと忘れ去られておる部分もあると。地元がそういうのではちょっと困るということで、我々のほうも……。

それで、あと、さまざまな企業の復活というか、切れた部分についても、営業ではないんですけど回ったりしております。新たな企業さんともいろいろなネットワークを使って、どんどんどんどん使ってもらうようにはやっておりますが、なかなか数字的なのか、見えてこないのが実情でございます。

○三鬼（和）委員 商工会議所さんに運営してもらっておったのも、そういった企業を広げるということでやっていただいたということが初めの趣旨やったと思うんですね。ところが、今現状財政的なことがえらくなって、できるだけ直営でして始末してというやり方で、それはそれで仕方がないと思うんですけど、これは、市だけでも無理やし、商工会議所さんにもまた協力もいただかなだめやと思うんですけど、もう一度やっぱり徹底的に考え直すべき時期へ来ているんじゃないかなと思うので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 ちなみに教えてほしいんですけど、3ページのところの専用分水管での使用料で3カ所ありますよね。これ、一日何トンぐらい、この3カ所は使ってくれておるんですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それぞれの数字というものもあるんですけども、例えばですけども、モクモクさん等におかれましては、原水だけでいきます

と、平成30年度で1,000トンほど御利用いただいております、年間。それ以外にも、いわゆる塩サイダー等をつくられておるといふことで、淡水のほうも、毎週汲みに来ていただいておりますといふようなことです。

あと、栽培漁業センターに関しましては、済みません、今ここに数字のほうはないんですけれども、栽培漁業センターのほうへも、夏場は特に暑いといふことで、冷たい海洋深層水のほうを御利用いただいております水量も相当数、分水しております。

○奥田委員　そうすると、モクモクのほうは原水から1,000トンですか、年間。漁業センターのほうも何トンかあるといふことで、名柄のほうはないですね。

そうすると、使用はそれだけですけれど、実際に送っている分水量、使っている分だけ水を送っておるわけじゃないでしょう。実際に送っておる量といふのはどのぐらいあるんですか。垂れ流しといふのが結構あるといふことですけれど、年間、どのぐらいあるんですか、この3カ所で。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　今のところ、いわゆるオーバーフローさせておるといふ部分が、海洋深層水の取水ピットの上にタンクがあると思うんですけれども、そこが7割程度水かたまって、海水温が余り温かくなならない程度にずっとオーバーフローさせておるといふ状況ですので、済みません、今ちょっとこちらのほうに手元には資料がございませんので、また後ほど調べさせていただきます、オーバーフロー分といふのがどのぐらいあるかといふのを確認させていただきたいと思ます。

○奥田委員　相当あるんじゃないですかね。僕は、そういう意味では、南委員が先ほど言われたように、基本料金を取るといふのは大賛成なんですけどね。それだけの送水管に費用をかけてつくっているのにかかわらず、全然使っていない。名柄の工業団地なんかも何百トンと送っていますでしょう、一日。それを全部使わずに垂れ流しですね、じゃないですか。もったいない話ですね。また教えてください、これ。

○三鬼（孝）委員長　他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで商工観光の海洋深層水の使用料の件を終わります。御苦労さんでした。

時間がありますので、環境課の説明だけ受けたいと思ますので、よろしく願いいたします。

（「市長が来てからでよろしいですね」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 質疑のときに市長に出席してもらうので、説明だけ。

みえた。

委員会を再開します。

それでは、環境課に係る東紀州広域ごみ処理施設整備についての説明だけを午前中に求めたいと思います。お願いいたします。

○加藤市長 まず、私のほうから、今回の広域ごみ処理の推進につきまして、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

既に御高承のとおり、これまで関係市町で設置する一部事務組合設立準備会において、建設予定地の尾鷲三田火力発電所構内における整備を検討してきているところでございます。

本年8月の委員会では、残念ではありましたが、既存構造物の利用ができないことを御報告し、隣接する定期点検用地での浸水対策を含めた概算整備費用等の検討を進めてまいりました。その結果につきましては、附帯する造成等の工事費用が想定よりもかなり高額のコストがかかることがコンサルティングより提示されました。このことにつきましては、各市町においても、広域で行うことによる建設費用のメリットを考えると、費用を抑えることを検討しなければならないとの協議結果が出ました。

一方で、このほど中部電力より、次のような提案を受けました。すなわち、中電より、おわせSEAモデルプロジェクトを一層充実し、実現性の高いものとするため、弊社用地の活用についてさらにバリエーションの幅を広げる検討を行っており、広域ごみ処理施設の建設予定地としての定期点検用地に加え、燃料基地用地を含めて検討されることを推奨しますとの内容でございます。

このことによりまして、関係市町で協議を重ねた結果、燃料基地用地も建設予定地として検討に加える必要があるとの判断で、今後早急に精査して、用地の比較資料をお示しさせていただきたい、このように考えております。

しかしながら、これまで建設予定地につきましては、一貫して発電所構内での整備を前提に議論を進めておりましたが、中部電力から、当初予定していなかった新たな用地活用の推奨を受けて、5市町で検討し直すこととなり、建設予定地の確定が延びてしまうこと、そしてまた、当初、本定例会において議案上程を予定していた一部事務組合設立に係る起案案を見送ることにつきましては、議長、行政常任委員長初め、議員の皆様大変申しわけなく、謹んでおわび申し上げます。

つきましては、関係市町や議員の皆様への御意見を踏まえた上で、改めて議案上程をしたいと考えておりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○福屋環境課主幹　それでは、資料の説明に移りたいと思います。

資料1ページをごらんください。

東紀州広域ごみ処理施設整備についての御説明をいたします。

東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会において、建設予定地である中部電力、三田火力発電所構内にある定期点検用地での浸水対策を含めた概算施設整備費用などについて精査を行ってきました。

前回お示ししました発注実績に基づく概算施設整備費約73億円には、敷地造成等に係る費用は含まれておりませんでした。今回は、浸水対策を含めた附帯工事費用を試算いたしました。附帯工事費用の内訳ですが、くいの本数を約300本、支持くいの深さを約20メートルから30メートルと想定した場合、くい施工費が約3億円、ごみピット施工に伴う止水対策として、遮水工費が約2億円、コンクリート擁壁を含めた盛り土の高さを7.5メートルとした場合、盛り土費用が約10.4億円となり、このうちコンクリート擁壁については、津波浸水期における擁壁の基準がないため、津波の波圧を想定したものではありません。これらを合わせると、附帯工事費用は約15.4億円となり、施設建設費用の約73億円を合わせると、概算整備費用は約88.4億円となります。

続きまして、次のページをごらんください。

燃料基地用地の位置を示したものでございます。

左側の位置図の中央部に現在検討中の定期点検用地があります。標高が約4メートル、面積は約1万1,000平米です。そこから南の方向にある二つの枠で囲った部分が燃料基地用地の第1ヤードと第2ヤードとなります。

第2ヤードは、標高が低いところで約5メートル、高いところでは約7.1メートル、面積は約6万3,000平米です。

今回、新たに中部電力から推奨されている用地については、右の第2ヤードの部分になります。この部分を拡大した図面が右のものとなります。赤い枠で囲った燃料基地用地、第2ヤードの中で、5市町にとって最もメリットのある場所を検討していきたいと考えております。

今後は、定期点検用地と新たな燃料基地用地での概算費用などを比較できる資料

を早急に作成し、精査した上で改めてお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、東紀州広域ごみ処理施設整備について御説明をいたしました。よろしくお願いたします。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

これで、昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から行います。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時10分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

それでは、東紀州広域ごみ処理施設整備について説明いただいておりますので、質疑をいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○奥田委員 市長にお尋ねしたいんですが、私も、このごみ焼却施設に関しましては、6回連続一般質問をさせていただきまして、本当にもうちょっと山側のほうがいいんじゃないかということを書いてきたわけなんですけれども、市長は、万が万が一のことがない限りは、発電所跡地、定期点検用地のところ建設すると、この2年ほど言われてきたわけなんですけれども、先ほどの説明で、発電所跡の定期点検用地に加えて、たしか加えてと言われたと思うんですけれども、加えて、第2ヤードですね。矢ノ川の東側というか、南側というか、山側のタンクのあるところですね。そこを中電さんに推奨されて検討していくということを書いたけれども、加えてという意味がちょっとよくわからないんですけど、断念じゃないんですか、発電所跡地は。はっきりその辺のことを言われたほうが、あなた方の説明がわかりにくいんです、非常に。回りくどい言い方をさっきもされていましたが、加えてという意味の、ちょっとその辺の意味を教えてください。

○竹平環境課長 加えてということなんですけれども、基本的には、今回、もともと建設予定地として定期点検用地での検討を進めてきておりました。

今回、中部電力から新たに燃料基地ヤードを推奨いたしますということであったので、この燃料基地ヤードについても、これから検討をしたいということで、今回はあくまでこの定期点検用地と、これから燃料基地ヤードの、これが第2ヤードになりますけれども、ここと比較をさせていただきたいということで、改めて加えてという言葉にさせていただいております。

○奥田委員 実質は、発電所跡の定期点検用地は断念ということで理解はよろし

いですね、そういうことでね。

- 竹平環境課長　　今回、ここの用地、それと燃料基地ヤードを、どれぐらいの概算費用になるかということと比較資料をお示しさせていただきたいという考えでございます。
- 奥田委員　　そういうことを聞いているんじゃないかと、断念なんですよ。比較は比較とすると、発電所跡に建設するということはもうないということですよ。あるんですか。あるならあるで、あると答えてもらって、あるのかないのかだけ教えてください。
- 加藤市長　　あくまでも比較検討していきます。現在の予定の場所と、それから、新たに加わった場所を比較検討していきながら決めていきたいという話でございます。
- 奥田委員　　ちょっと回りくどい言い方でよくわからないですね。市長は、その辺の言葉遣いというのは非常に得意ですけども、ほかの4市町はどういうふうな、もう報告はされているんですか。
- 加藤市長　　あくまでもこれは、5市町の首長が、要するに一部事務組合の準備会で一応協議したものでございます。
- 奥田委員　　協議されて、反応というのはどんな感じだったんですかね。2年近くここで、尾鷲市としてもここなんですよと。万が万が万が一のことがない限りはここなんですよと言ってきて、新たなところを検討するということに対して、ほかの4市町の首長さんは、どのような反応だったんですか。
- 加藤市長　　あくまでも今回、東紀州ごみ処理施設の整備についての建設費プラスアルファ附帯工事費が15億4,000万加わったことに対して、何と言いますか、非常に高いというイメージが強かったと。まずこれが第一です。要するに、当初から建設費をいかにして下げていくかということが、5市町の首長での合意事項でございました。それに、73億に対して15億4,000万、88億4,000万もということに対しては高いという話でございます。
- 奥田委員　　高いというふうなことを4市町の首長さん方から言われたということなんですが、先ほど補佐のほうからの説明だと、盛り土費10億4,000万円、これが盛り土とコンクリート擁壁の分であると。コンクリート擁壁というのは、津波を考えてはいないという話でしたよね。それで、そういう意味では普通の盛り土代かなという感じがするんですけど、そうすると、市長としては、こんなにもかからないというふうな、私は当然の数字かなという感じは、もっとかかるかなという

感じはしていましたが、このぐらいはかかるだろうなという予想はしてはいたけれど、加藤市長としては、そんなにかかからないなというおつもりだったんですかね。試算だったということですか。

○加藤市長 15億4,000万円に対する数字については高い数字であるなど思っております。ほかの4市町の首長に対しても、そういう意見というか、感じ方というか、感覚的にはやっぱりこれは高いというような話でございます。

○奥田委員 高いですね、これはもう。最初から予想がついていたんじゃないかなという気がするんですけど、それで、最後に1点にします。済みません、私ばかりしゃべっているから。

最後に1点だけ確認させてもらいますけど、今回示されたのは、建設費73億と附帯工事費ということで15億4,000万円、盛り土代が大きいですけど、示されました。88億4,000万円。これには用地取得費は入っていませんよね。用地取得費の話というのはなかったのかということと、もう一つ、また今度、中電さんから推奨されて、燃料基地用地ですね。第2ヤードを検討するということなんですけど、用地取得についてはどのような話になっているんですか。

○福屋環境課主幹 用地取得につきましては、準備会の準備室の中で、現在、中電さんと一緒に協議をしているところでございます。

○奥田委員 最後にしますね。

いや、でも、9月の一般質問で申し上げましたけれども、普通に家を建てたいと思ったときに、自分の土地をまず決めて土地を買うのか、貸してもらうのか、大事な問題なんですよ、家を建てる場合。

今回なんかでも、建設費はわかりましたと。附帯工事とか、基礎工事ですよ。基礎工事が高いから、ほかの4市町が高いと言われたということなんですよ。

でも、実際大事なのは、用地がどうなのかということが大事じゃないですか、家を建てる場合。そうじゃないですか、皆さん。そうでしょう。その大事な部分が、今後また検討するんですか、中電さんと。中電さんがこれを寄附してくれるとか、そういうことではないんですよ。これ、今後そういう交渉をやっていくということから検討に入っていくということなんですか。ちょっとよくわからないんですけど、まずそこをはっきりしておかないと、いつもこれからこれからという話が多いんですけど、非常に大事な問題じゃないですか、用地取得費というのは。そこでまたどれだけかかるのかという問題がまた出てくるでしょう、当然。

○加藤市長 この場所での比較検討というのは、5市町で単独でやった場合と、

5市町共同でやった場合との建設費の差がどれだけあるのかということをお示しさせていただきます。

当然、5市町単独でいった場合には、委員おっしゃるように、どういう形の土地の取得云々ということは、この比較論で今言っているわけなんですね。その分について、5市町単独でいった場合の建設費が105億かかるという過去の実績を、あとはこっちのほうは73億だと。ですから、この比較でもって、要するに高いか低いかの話なんです。要は、今後の用地取得云々については、先ほど補佐が言いましたように、今後検討していくという話ですから。ですから、取得するのか、賃貸するのか、どちらかというのはこれからの話です。

○奥田委員　いや、それが一番大事なんじゃないですかね。

それともう一点、済みません、最後と言ったけど、もう一点だけ。

じゃ、中電さんが今回推奨してきたから、推奨を受けてということですけど、中電さんの土地に何でそんなにこだわる必要があるのかなという疑問があるんですよ。中電さんが推奨しない、またその土地を買うのか、借りるのか、そういうのがわからないのに、中電さんが推奨したからといって検討に入ると。自分たちで、これまで僕はいろんなところを考えたらどうですかと、交渉したらどうですかという話をしていましたけど、中電さんが言わない限りはあれなんですか。そういうことで検討に入れないということだったんですか。今回、中電さんから推奨を受けたので、新たな土地をとという言い方をされましたけど、尾鷲市の主体的な考え方というのは、やっぱりいまだにないということなんですか。

ちょっと聞き方は、ごめんなさいね。ちょっと僕の理解力がないのかな。

○加藤市長　土地の持ち主は中部電力であるということは、曲がりのない事実でございます。今回の、要するに、ごみ焼却施設も含めて、中部電力が跡地をどういうプロジェクトで尾鷲を活性化させていくかというような話が中電から持ち上がった中で、広域ごみ処理施設を中部電力の定期点検用地か、ここでやりませんかということを前提にして、全て話し合いが進められたという、こういう経緯があります。

このもとで、要するに、ここを前提としながら、どういうふうな形で作り上げていくかというようなことを前提としておりましたので、それ以外に私どもは考えるつもりは全然なかった。そこの範囲内でやっていたということでございます。

○竹平環境課長　済みません、ちょっと戻るんですけども、先ほどの盛り土費の関係で10.4億円、補足だけさせていただきたいんですけども、今回10.4億円という部分については、河川用護岸ということで、そういう想定をする中で経

費が高くなっておるということを聞いております。

○野田委員 何点か質問したいと思うんですけれども、まず1点は、先ほど補佐のほうから説明がありましたけれども、この経緯なんですけど、東紀州ごみ処理施設整備というものが、費用の結果が出た後、中電さんから、場所の推奨提案があったのか、どのような時系列的にはなっているんですか。まず、その1点を教えていただきたいと思います。

○加藤市長 まあ、ちょっと長いと思いますので、時系列と、野田委員がおっしゃっているように大事な話ですので、もう一度時系列で。

まず、中部電力の跡地を使って、定期点検用地を使ってごみ処理施設をつくりませんかという打診があって、それが5市町で協議したら、それじゃ、やりましょうというところからスタートしたんですね。当初はそこからスタートしたわけなんです。そのかわり、あそこのところは、浸水域については7メートルぐらいの盛り土しながらやっていかなきゃならないというようなことを前提にしながらスタートしていたんですけれども、その後、中部電力のほうから、建屋を使ったらどうか、50何メートルある建屋ね。3号棟と更地の部分と三つあるわけなんですけど、その建屋を使ったらどうかということで、要するに向こうから推奨していただいたと。我々としても、建屋を使ったら、これは前の行政常任委員会で説明しましたように、きちんと耐震設備ができていて、私自身も本当にこれは大丈夫だというような中でスタートして、それで、あとプラントメーカー、あるいはコンサルのほうで調査した結果、これが使えませんよという決断に至ったと。どれだったら使えるのと、あの用地ですから、8月の行政常任委員会の中で、それじゃ、前々から言ったもとに戻しましょうと。それで、盛り土を7メートル50センチなり、7メートルなりをあれしましょうということでスタートしていて、その中で、11月までには、これにはどれぐらいの金がかかるでしょう、建設費がどれぐらいかかるでしょうということで、今回お示しするというのがこの場であったんですね。

しかし、その分については、前にも行政常任委員会である委員から御質問があった中で、本当に一丁目一番地というあそこのところが変わる可能性というものもあるのか、確認したいというような御質問に対して、とりあえず我々のところは、あそこの場所でやるという前提なんですけれども、私はそのときに莫大という言葉を使ったんですけど、莫大な金がそこにプラスアルファとして費用がかかり過ぎるんであれば、やはり考えていかなきゃならないですねということをお願いして、一応のところは、現状のあれが73億円と示した中で、附帯工事施設でどれぐらいの費

用がかかるのかということをお示しすることになったんですけれども、附帯工事費用が18億4,000万かかるという、要するにコンサルの見立てであるわけなんですね。それを5市町の首長でいろいろ話した結果、感覚的にちょっと高いよというようなことが、一応5市町のほうであったんですけれども、それと並行前後にして、中部電力のほうから、全体的なSEAモデルのデザインを、もう少しバリエーションを求めてやりたいので、こっちのほうでも推奨しますけれども、いかがですかというような話になって、今回こういう話になったというところでございます。

○野田委員 整備概算費用が11月までということで、今出てきたんですけれども、それは、前後して中電さんから提案があったということなんですけれども、整備費用について数字が出てきた後に、中電さんからそういう提案があったんですか。その前から、こういう意見交換をしながら、問題があるよねということで市長が提案したんですか、逆に。どうなっておるんですか、そこら辺。今、前後してということをおっしゃられたんですけども。

○竹平環境課長 5市町の準備室で、基本的に概算整備について、8月の委員会で説明させていただいて、当然それは進めておりました。そして、中部電力からの話につきまして、私どもに入ってきたのが大体10月の中旬以降でございます。そこから5市町の各首長、準備室を通して、こういう話が、推奨がございましたということの中で協議に入ったので、ほぼ同時期にこの話になったということでございます。

○野田委員 10月の中旬ごろということは、これと同じぐらいに費用等、中電から提案があったということなんですけれども、市長は、基本合意に基づいてやるからということで、その点についてはどうこう言っても仕方ないもので僕は言いませんけれども、今後、第1ヤードと第2ヤードということで提案された中においては、もう一度、それに加えて、場所の選定からいくと、野球場のほうまで考える必要があるんじゃないかと、尾鷲市として。

ただ、今のこの場所でいくのであれば、加えて考えて、もっと真剣みというか、議論をつくっていかないと、市民も納得しませんし、7メートルぐらいの高さがあるのかな標高。そうであっても、また盛り土をする中において、もう一遍、野球場のほうまで入れて考えることを加えてほしいということが1点と、それと、矢ノ川の橋を例えば通るのであれば、矢ノ川の橋自体がすごく老朽化しています。僕、ずっとある考えの中において、尾鷲市に2市3町の広域ごみ処理施設をつくるのであ

れば、道路も傷むわけですね。そして、市民の中には、何で尾鷲市に、僕は尾鷲市ということで別にそこまでは思っていないけれども、市民の中では、何で尾鷲市に持ってきて、ごみを、ほかのまちのまでやるんやと。いろいろメリットも行政的にあると思いますけれども、そういう中で、橋とか、そういうのは、行って見たらわかる。僕も現地のほうを見てきましたけれども、前に。橋なんか、老朽化してきたら、1日当たり38台のパッカー車が通ると、非常に傷みも出てくると思うんですよ。それと、道も傷むということ、どのように市民に対して、サービスはこのようにまだいいことがありますよということを訴えられるかどうか、行政として。そういうことも僕は考えていく必要があるのかなと思っているんですけれども、今回、今、市長の話の中で、当初の計画も加えて今度やるということやったら、もっと違うところの場所も、中電の跡地でやるのであれば、そこら辺も加えて検討していかないとだめだと僕は個人的には思うということと、もう一点は、今言った38台、日当たり出てくるわけですが、その分の道とか、ほかのいろんな保守点検の部分も、その一部事務組合の中で、市民が納得する、ごみは尾鷲に集められるけれども、市民にとってはこういうメリットがあるんだなというところをきちっとした形で明確にしないと、市民がだんだん何でやということが、はっきりしないままやっていくということは僕はよくないと思いますので、そこら辺もつけ加えて考えていただきたいなと思います。

ですから、場所の選定については、再度見直しという言い方は、加えて考えていただきたいと思います。

以上です。

- 加藤市長 当初から申し上げておりますように、野球場の話も、委員の皆さんからの御意見として頂戴しましたんですけれども、この件については、我々としては、エネルギーを核にしながら産業を振興させるということで、アクア、アグリということを行っているわけなんですね。

ですから、野球場ということは私は初めから考えていないと。だから、野球場に持っていくのであれば、要するに、中部電力跡地を使ったSEAモデル計画というのは、要するに水泡に帰すと、そこまで言い切れると思います。私はそう思っております。

矢ノ川橋については、ちょっと私自身は詳しくはわかりませんので、当然ながら、そういうことも加味しながら検討していかなくちゃならないと思いますので、これはちょっと別途調べさせていただかなければならないなと思っております。

- 野田委員　　今、橋の話もしたし、市長がエネルギーどうこうのモデルとしてというのであれば、もっと明確な、尾鷲市行政としてどのような熱エネルギーを利用するのか、温水を利用するのか、どういう形にするのかということ、受け身じゃなくて、積極的に中電に働きかけるとか、そういう積極性がないと全て僕は受け身になってしまうと思うんですよ。そこら辺はいかがですか。
- 加藤市長　　受け身ではなくて、要するに商工会議所と中電と尾鷲市、この3者が協議しながら前向きに進んでいるというところなんです。その中のエネルギーの部門として、彼らが要するに窓口になっていると。我々はSのほうに。しかし、最終的には、協議会の3者のトップが集まって最終的に決めると。受け身という気持ちは私は毛頭ございません。
- 野田委員　　そして、ちょっとつけ加えて確認したいんですけども、尾鷲市の収集可燃ごみは、30年度で3,918トン、29年度で3,986トンで、1年で約67トン減少しているわけです。そして、何が言いたいかというと、尾鷲市は有料化で、ごみの減少というのはある程度人口減少もありながらやっている中で、他のまちが、そういうところもごみは無料化という部分が、ほかの1市3町においては無料化なんですけれども、そこら辺については、今後の話になるんかもわからんけれども、もっと減量することによって、規模を縮小した形で将来を見通すというような感じもつけ加えて考えるべきやと思うんですが、その点、課長。
- 竹平環境課長　　ごみの減量については、本市としてもこれまで取り組んできたとおりでございます。それと、トン数については、過年度焼却ごみ量ですので、今ちょっときちんと数字は持ち合わせておりませんが、大体5,600トン程度で推移しておるといふふうに考えております。各市町のごみの対策、そういったことを進めながら、73トンという、今回整備のトン数を示させていただいております。これを、さらに予測を含めて精査して、実際に建設するときには、この73トン、若干でしょうけど、1トン程度の差ぐらいしかないとは思いますが、こういう整備費用にも当然かかわってくることで、それぞれの市町がそれぞれ取り組んだ中で、しかも予測として大体どれぐらいのトン数にしなければならないかということ、整備のときには、当然トン数として出していかなければならないと。予測の数字で言っております。
- 高村委員　　今までの議論を聞いていて、市長の回答にちょっと横を振りたんですけど、15億からの燃料用地にした場合に、余分な金がかかるわけですね。
- そうしたら、4市町は、なるべく予算をかからないようにしてくれという要望も

あるんですよ。それを考えると、15億というといったらすごい金額です。過去に、中電は、尾鷲市に野球場をもらってくれという話があったんですよ。そういう話をしておる議員もたくさんいると思うんですが、野球場というところは、津波対策の費用は要らないんですよ。それで、お金は余分にかからないんです。

今、市長は、野球場のことは頭はないと言ったけど、尾鷲市のごみの焼却炉を考えたとき、もし津波が来てやられたら、災害に遭ったものを焼く場所がないんですよ。ぜひとも最低限、津波の来ない場所にするべきだと思います。その点で、野球場も考えねばならんと私は思います。

○加藤市長　　今の我々が提示させていただいた中身は、現状の定期点検用地以外に、一方では、燃料タンクのある用地を推奨しますということで、我々は、それも比較検討に値する場所だなということで、今現状はこの二つの話なんですね。野球場の話というような話は、今の現状の今回の話についてはございません。

○高村委員　　だから、市長のほうから提案したらいいんじゃないですか。尾鷲市の将来を見て、20年先を考えて、津波の来ない、あなたは野球場を持っているじゃない。それを使わせてくれと言えればいいんじゃないです。それを言わないのがおかしいというんですよ。

○加藤市長　　今回の場合には、SEAモデルの、尾鷲を活性化するためのこのプロジェクトと関連した、要するにごみから排熱されるものを利用して産業を発達しようという根幹があるわけなんですね。だから、中部電力用地跡地でこの事業をやっていきましよう。だから、これは、根幹はやっぱり尾鷲の活性化のための一つの事業なんですよ。その事業が外れるということについては、これはもう一からやり直さなきゃならないという考え方です。

○高村委員　　野球場も中部電力の用地です。それで、検討の余地としてあるんですよ。そうやで、15億もかかるところがいいんか、それとも金を余りかけないで、市民らが、クリーンセンターの横ぐらいでやってもうたら、あの部分は市の資料とか、ごみの場所だなという管理ができますよ。それで、こっち側のほうで交流人口を高めて産業を発展させたらいい場所と思っておる市民は多いですよ。だから、検討してください。

○内山委員　　これだけの整備費用がかかる中で、中部電力さんからの第2ヤードの提示というのは僕はいいと思うんですけども、もう一度ちょっと確認したいんですけど、ほかの4市町の首長さんは、協力的であると認識してよろしいんでしょうか。

○加藤市長　　まず、基本的に、建設費をいかにして安くしていくかということが、まず一つなんですよね。それはおっしゃっているあれもありました。それはごみ処理施設の話ですがね。そういう話の中で、こちらにとっては可能性がある。数字が出ていませんからはっきり言いませんけど、可能性としてあるんじゃないかというような。

一方では、安全ということを考えれば、要するに4メートルの標高よりも5メートルから7メートルの標高のほうがいいわねと。さらにそれに対する附帯工事というのは、安く済むわねというような、そんな考え方をしております。

○内山委員　　S E Aモデルもありますことから、熱の利用を優先して考えていただきたいと僕は思っております。

○仲委員　　いろいろな意見が出ておるんですけど、少なくとも5市町の協議の中で、中電からの推奨を受けて第2ヤードも検討するという意見については何ら問題ないと思うんですわ。逆に、これは建屋が利用できなかったということが発端でございますから、逆に第2ヤードへ行ったとしたら、逆に、津波の部分についても高さが高くなる。液状化のことについても若干心配がなくなるというような利点が出てきます。少なくとも他の地区を検討するということについては、多分、5市町で協議をなされていないと思いますので、そこらに立ち戻るというのは、今までの議論の中ではいかなものかということだと思いますけど、市長、どうですか。

○加藤市長　　5市町で協議している広域ごみ処理施設の場所は、中部電力のこの部分と、新たに出てきた燃料タンクのこの部分でございます、今協議している内容は。

○三鬼（和）委員　　先ほど市長の説明の中では、おわせS E Aモデルの話がございましたので、その辺も含めてお伺いしたいんですけど、S E Aモデルとなると、我々、中電さんが、当初、バイオ発電のやるという話と、それからごみ。ただ、その熱量をどんな形で産業振興にするということは具体的な構想が示されないままずっと議論してきたという経緯があって、商工会議所さんと話しても、その辺がちょっとつかみづらいところがあるんですけど、今回、仮に第2ヤードとしますと、そういったところにあると、中電さんのバイオ発電なんかもこっちでというか、S E Aモデルのことを市長が言いましたもので、S E Aモデルのことを言うのであれば、産業振興も含めて、こういった構想が描けないと、単独ごみ焼却場だけ熱量とか熱の再生を考えれば、その近くに産業振興の部分とかがなければだめだという構想になってくると思うんですけどね。そういったところはどうなんですか。

○加藤市長 委員おっしゃるとおりです。ですから、最初から、今回の熱をどう
いうふうにするのかということは、ごみ焼却施設とバイオ、これが対のものでなき
ゃならないということが原則なんですね。それを、こちらのほうの推奨してもらっ
たほうの、仮にごみ処理施設が燃料タンクのほうへ移るということが決定された場
合には、当然バイオのほうも一緒なんです。そこから出てくる熱電で、要するに、
アクア、アグリといった、例えば陸上養殖とか、農業工場とか、野菜工場とかと、
そういったものを関連した中で一体のものとしていくというような、今、そういう
構想も持っております。

○三鬼（和）委員 多分これは、広域ごみ処理施設整備の基本構想というのは、
4月26日に契約した中でやって、単独でごみ処理施設の調査をしているのかなあ
と受け取ったので、SEAモデルとの関連性が難しいので、発言はこれまで控えて
きたわけなんですけど、今、市長が言うのに、SEAモデルのことであれば、中電
さんとか商工会議所さんも、もう既に認めた上で第2、第3候補というのか、これ
も検討に入りましょうという時点で物事は進まれているということですか。

○加藤市長 これらについては認識しております。

○三鬼（和）委員 じゃ、そういうことからいくと、これまでも中電内やったら
第2ヤードのほうがいいんじゃないかというのが議会からも話が出ておって、埋め
立てするんですけど、土壌改良は必ずしなくちゃいけないという中で、特に燃料タ
ンク群が多いところじゃないですかね。必ずあれ、整備するときには2メートルぐ
らいか掘り起こした中で、必ず土壌改良もしなくてはいけないということもあるん
ですけど、こういったところに、例えば食物であるとか、果実であるとか、そうい
った産業振興のものをこの辺でやっても、その辺の影響というのは大丈夫なんです
か。そういったところも含めて、これから検討していくということですか。じゃ、
もし検討するものであれば、それがだめだとなったら、そのエネルギーは使えない
ということにもなるかと思うんですけど、これも総合的な計画の中での質問とし
て受け取ってほしいんですけども。

○加藤市長 構想計画の中で、まだちょっと十分にあれしていないんですけど、
幾つもの何種類かのランドデザインを具体的に落とし込むような計画を今つくっ
て、それをどうするかというような中の一つの案としまして、さっき申し上げた話
も、第2ヤードの話もあります。それについては、当然あるということは、それを
前提とした委員おっしゃるような、そういうことも課題を全部解決した中での、私
は案だと認識しておりますので、これはもう一度、また11月にも会議がございま

すので、その辺のところを確認したいと、このように考えております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 第2ヤードのほうも検討するということなんですけれども、尾鷲市に基づいた熱利用というのは、当然考えてもらわなあかんということで、僕もそれはやり遂げてほしいんですけれども、いずれにしましても、第2ヤードのほうへ行っても、かさ上げやある程度の津波対策というのはしなくてはならないということで、幾分か、かなりの造成費用はかかっていくと思うんですね。そういった数字をはじかないことには、どうのこうのと、次へ進むステップの問題もあるんですけれども、やはり、少なくとも矢浜の国市1丁目よりか土地造成は安くできるにしろ、幾分かの数億という費用が僕は加算していくと思うんです。そういった意味で、今回、枠組みがあるでしょう、赤いやつですか。特にその上のほうに、道路沿いに高台があるんですね、東邦石油のほうのね。高台が予定地へ入っていないんですけれども、高台のほう、20メートルぐらいのところ。これはどういったあれがあったんですか。ここを省いて、下のタンクヤードのほうへポイントを落としたというのは。

○竹平環境課長 今回示されたのはこの太い枠、この太い枠は道路沿いということで、枠で囲った部分でございます。それは、中電から実は示されまして、それで、確かに今言われたような用地ですよ。それは、私のほうもちょっとそこは、今示されたのがこの用地でしたので、また、現地のほうに行つて確認はしたんですけど、斜面になっている部分がございます。この斜面の部分の用地も、これは中部電力の用地かということの確認は一応したら、中部電力まで、組合林道までのところはそうですという話があつて、活用はできないのかという話は、ちょっとその時点ではさせていただいたんですが、今のところはここを示されたという、これはあくまで燃料基地ヤードとして、斜面からのその実際のヤードとして示されたということで、あくまで高台とか、そういうところまでは示されなかったという現状でございます。

○南委員 中電がこの枠内を示されたということなんですけれども、高台のこれで行くと、24メートルから20メートルレベルの高さであるので、もし用地も利用できるのであれば、一応僕は安価に土地造成もできるんじゃないかなというように思いますので、できたら両論併記ではないんですけれども、高台の土地も利用していったら結構いけるんじゃないかなという思います。ぜひとも一つの交渉用地としても当たっていただきたいと思つています。

○加藤市長 委員御指摘のとおり、このことについては、先ほど環境課長から申

し上げましたように、まだちょっと確認がしたいと。私のほうから中部電力のほうへ確認いたしますので。

○三鬼（孝）委員長　南委員、よろしい。

○南委員　はい。

○村田委員　枠外に行くということは、まだ中電とは話していないんでしょう。今、執行部から言われたことは、枠内でやったら、現在検討しておったところとどうなのかということで比較をしていこうということなんですね。ですから、まだ比較検討を全然されていないですから、そういう方向でやりますよという報告なんですよね、これは。

ですから、この方向で一応進めて、その中で、今、南さんも言われたけれども、高台のほうが中部電力と話ができるのであればやっていけばいいけれども、この枠内というのは、2市3町で了解を得ているんでしょう。

○加藤市長　検討しましょうということの了解は得ております。

○村田委員　そうすると、この枠内で検討しましょうということになっているなら、当然これは検討しなければいけませんよね、ここだけ。そのほかの高台ということについては、その話の中でいろいろ出てきてどうなのかということになりましたから、まずは、中電の示されたこの用地と、それから現在まで検討してきたところと工事費とか、いろんな面においてどうなのかという比較対照を先にやらしてもらわないと困るんですね、我々としても。それは、比較対照する前に、こういう格好で比較対照しますよということの、きょうは報告だけでしょう、委員長。

ですから、この用地では困るんだとか、市民が云々というような意見は、私は全く度外視してもらっても結構だと思うんですよ。まずは、2市3町で決めたことは、これでやらしてもらわんと、ほかの町のやり方というのがありますから、そこを協調して、今、事務方が出てきて協議をしておりますから、我々の議会だけ、ああでもないこうでもないということはやっぱり避けなければいけないと思いますから、私は、まず比較検討してもらおうということを強く、できるだけ早くやってもらいたいということを申し上げたいと思います。

ただ、これまで検討してきたところが、こちらと比較検討しなければいけないということになれば、やっぱり日数、日にちがずれてきておりますから、冒頭、市長のほうから、その点についてはということで謝罪がありましたけれども、やっぱり日数がずれていくということも十分考えてやらしてもらわんと、これは一長一短にいきませんけれども、そういうことも十分念頭に置いて、できるだけ早く比較検討し

ていただくと。その上でまた議会に示していただくということでない、尾鷲市に持ってくる肝心のこの尾鷲の市議会で、ああだこうだ、ああでもないこうでもないということになれば、2市3町の足並みが乱れること間違いありませんから、乱れるように尾鷲市がやってはならないと私は思っておりますので、その辺のところも各委員の言うことも十分視野に入れながら、慎重に検討していただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

○加藤市長　　ありがとうございます。

確かに日にちのずれということは本当に申しわけなく思っております。ですから、今やるべきことは、比較検討できる資料をいかにして早くお示しできるかと、今それで我々としては一生懸命頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○楠委員　　それでは、確認したいんですけど、確認というよりは、私も一般質問とか、委員会で発言をしているんですけど、比較検討するときに、今回も二度三度の小出しで、二度あることは三度ある、次はどこだという話になると思うんですよ。ですから、しっかり各委員さんが言ってくれた場所も、他の場所も含めて比較検討をしていかないと、いつまでたっても附帯工事費が高いだ、安いだという議論で、ただ時間が無駄に過ぎていくだけだというふうに思うんですよ。私も最初、広域行政の一番怖いところを発言していますよね。覚えています。これが始まると、1抜け、2抜けが出てくるんですよ。1抜け、2抜け、私はもうやめますと。それは、もう事務局は多分知っていると思うんですけど、こういう怖いところをしっかりとやらないと時間の無駄だけやってどうしようもないということも一つっておきます。それも後で市長で答えてもらえばいいんですけど。

それとあと、今回は報告ということだけなので、再工事の中に盛り土費として10億4,000万のお金を設けていますけど、先ほどの説明で護岸の費用だと言ったんですけど、護岸に何で10億もかかるんですかね、まず。概略でいいですよ、考え方は。それだけちょっと言ってください。

○竹平環境課長　　盛り土費用のうち、河川用の護岸費用ということで、その分が高くなっているということでちょっと説明をさせていただいたんです。

○楠委員　　盛り土の土の値段は入っていないということですか。

○福屋環境課主幹　　土の購入費用も入っております。建設物価の2019年10月のやつを参考にさせてもらって、コンサルが積算しております。

○楠委員　　土は、一つ確認したいんですけど、今、国土交通省がトンネル工事を

やっていて、ただでくれるという話は、市長は聞いていません。

○竹平環境課長　国土交通省、もしくは県も含めてなんですけれども、土代については当然安く抑えるということで、用地が確定すればその交渉はできるというふうな考えでおるので、本来は用地が早く決まれば交渉はできるんですけれども、今、国土交通省の事業の進捗状況と、うちが今後これから整備をしていく事業の進捗とまだ整合性がとれておりませんので、その分は、土については一応購入土という形の中での積算になっております。

○楠委員　購入土の積算はいいんですけど、国交省のトンネル工事は、尾鷲管轄の分はもうあと何年かしたら終わるわけですよ。終わった後に土を下さいと言ったって、もう運んでくれないわけですよ。お金かかるわけでしょう。今のうちにやるんだったら、いろんなどころの候補地を計算して、比較して、ここだったら今のうちに国交省が公共事業の中で協議をした上で土を運んでくれるということも言えるわけですよ。一つの事例として、消防署の裏にグラウンドがありますよね。あそこに運んでもらって、そこに建てて、そのかわり代替のグラウンドを第2ヤードとか、第1ヤードのところにきれいな総合グラウンドをつくってもらうとか、あるいは一緒になってやるとかという工夫もあるわけですね。構想ですから、先ほど市長も一生懸命構想、構想と言っているのです。そういういろんなもののメニューを用意して比較検討していかないと、熱エネルギーだけで、実際に産業的にどうなんだと言われたときに、どれだけの熱量が出るんだかの計算も出ないで、構想、構想と言ったら、何年かかるんですかね。その辺の時間的な問題をもう少しシビアに考えないと、公共事業だからぼちぼちやっていけばいいやなんて話じゃないんですよ。そうじゃなくても、今の山奥のごみ処理場だけ金かけているわけでしょう。そういうところもう少し真剣に考えないとだめだというのは、市長も一生懸命苦労されているのはわかるんですけど、その構想を早く絵を見せてくださいよ、市民にも私たちにも。そうしたら、こういうものやっていくんだというところがあって、それは中期計画なり長期計画の中で、しっかりそういうビジョンを示すことによって市民の理解が得られると。じゃ、ここで焼却場をつくってもいいねとか、悪いねとかという話はもっと明確になってくると思うんですよ。だから、そこをしっかりと考えて、これからの土砂の搬入しても、国交省の事業にしても、使えるものは上手に使ってやっていかないとだめだということと、最後にもう一つ、二度あることは三度ありますから、四度目、五度目があつたとき、ただの時間の無駄遣いだけはやめてほしいということについて、市長、ちょっと答弁をお願いします。

○加藤市長　今回、こういうことで時間がおくれているということについては、何度も申し上げておきますけれども、申しわけなく思っております。正直申しまして、今後の場合については、いかに早くこれを少しでも取り戻していくかという、時間軸ということは私は常に言っておりますので、この辺のところを踏まえて。

もう一つは、構想計画云々ということは、今お示しできないような状況があるわけなんですよね。これは御理解いただきたいと。ですから、私、全体的な構想の具体的構想は、4月の段階で1年半の間できちんと具体的な計画まで持っていきますということはお約束しているわけなんです。その中で、1年半の間に具体的なものができれば少しずつお示ししていきながら、全体像を最終的には1年半で作り上げていきたいということの一つの時間軸で申し上げた。

先ほどの国土交通省のほうについては、既に話はしております。どういう形でやるのかというのは具体的なところまでは、一応話はしております。委員おっしゃるような形になる可能性も十分あります。あるいはほかのいい手だてがあれば、そちらのほうを使うかわからない。そういうことは常に並行しながら考えていると。

先ほどの御意見については、確かにこの分についての、盛り土についての土については、事前に安くなる方法で一応考えているということは申し添えておきたいと思っております。ありがとうございます。

○竹平環境課長　今の土の話なんですけれども、これはやはり国土交通省の事業進捗もごございますので、これについては、当然国の事業の進捗を聞きながら、同じく協議をさせていただきながら、また、三重県のほうに、そういった土の出る可能性がありますので、そちらのほうも含めて協議を進めさせていただいております。

○楠委員　公共事業がたくさんあるのであれば、よく県とか国とかの調整会議を開いて、なるべく安く、場合によってはただ同然の運搬費も込みで運んでもらう方法があるのかなというふうに思いますので、ぜひその辺は早い時間に決定してほしいなと思います。

あと、市長が先ほど言いました構想についても、どうしても言えない部分があるかもしれないけど、市として、執行部として、こういう構想は考えているんだということは示してもいいんじゃないかと思うんですよ。別に決定じゃないんで、あくまでもビジョンですから、こういうことをしたいんですよ、具体的にはこういうこともあるかもしれませんねということをもっと明確にすると、こんなことやるのかなあ、だけど、変わるかもしれないねということもわかるようにしていかないと、別に隠し玉を持っているからどうのこうのということは私は言わないにしても、な

るべく早目にその構想を示して、早く市民に理解いただかないと、この事業はなかなか前に進まないんじゃないかなと危惧していますので、その辺、市長しっかり頑張ってもらいたいなと思いますけど。

○加藤市長　ありがとうございます。

そのつもりでやっているつもりであるんですけど、4月にお示ししましたグラウンドデザインをベースにしながら、いろいろと協議しております。それがまだお示しできない。そろそろごみのほうがうまいこと、処理施設がやったらどういう構想になるのかということはお示しできると思うんですけども、だから、そのためにも早く、先ほどの御意見もございましたように、早く比較検討できるような資料を一刻も早くつくり上げていきたいと、このように考えております。

○奥田委員　ちょっと確認したいんですけど、最初、ごみ焼却施設の広さ、面積は1万6,000平米と説明を受けたと思うんですけど、これを見ると、発電所跡は1万1,000平方メートルやないですか。今回、第2ヤードを6万3,000平方メートル、この中で考えるということなんですけど、どのぐらいの広さを建設用地と考えておるんですか。

○竹平環境課長　面積につきましては、あくまでも都市計画標準案の中で、70トン規模ですと、大体1万1,000平米というのがございます。ただし、規模は規模であるんですけども、造成とかすると、その造成部分を含めて、どういう形の、L字でしたらそうですけれども、そういうことも含めまして、上の面積がどれぐらいかということもございますけれども、多少なりとも変わってくると。施設だけであれば、建築面積でいえば、今確認している中では、大体建屋の部分で3,500平米ぐらいというふうな話を聞いて、大体それぐらいからという。あくまでこれは今確認している部分ですけれども、ただ、土地、いろいろ駐車場であったりとか、ピットの搬出する前にはかりですとか、そういったものを含めると、あくまで示されておるのは、都市計画標準案は1万1,000平米ですけれども、それよりもまだ縮小はできるであろうというふうには考えておりますが、その辺を含めて、それは施設のときに用地の中でどれぐらいかということを再度検討していかなんと思っています。

○奥田委員　土地は1万1,000平米ということですね、基準の。

それと、もう一点確認したいんですけども、第2ヤードのところ、よく見ると、5メートルから7.1メートル、標高ということに書かれていますけど、これをよく見ると5.0とか5.4とか5.6というのが見えるんですけど、7メートルのと

ころって、どこが7メートルなんですか、これ。

○竹平環境課長 太枠の部分、太く赤い枠でしている部分、多少中にも道はあるんですけども、この道路の部分については7メートルございます。それで、道路から若干2メートル落ち込んだ形で、タンクとかの設置であったんだろうと思うんですけど、落ち込みをつくっておるという形です。

○奥田委員 だから、これ、僕が聞いた話では、2メートル上げておるんですよ。このタンクを置くのに2メートル上げたのが、昔聞いたことがあるので、この道のところは7メートルですね。だから、実質タンクをとると5メートルしかないんですよ、大体ね。と思うんですよ。

だから、そう考えると、発電所跡が4メートルで、実質ここは5メートルなので、そう変わらないかなという気はするんですけど。

それで、市長に1点だけちょっと申し上げておきたいんですけど、これからこの第2ヤードの検討に入るといことなんですけど、私はちょっとどうかなと思うんです。皆さん言われているように、僕は、最初から言っているように、野球場か、真砂川の東側、この辺が一番いいんじゃないかなと思っておるんですけど、南委員が言われたようなところもいいかなと思うんですけど、山側で。できるだけ費用がかからんという意味でもいいかなと思うんですけど。

それで、市長はこれから検討、検討と言って、よく言われますけど、ボクシングじゃないんやぞと高村さんは言いそうですけど、やっぱり今回でも、今年度、二千何百万かのコンサル費を払っておるじゃないですか。これ、5市町の負担ですけど。やっぱり費用がかかっているわけですよ、これ。労力に対したって、今、各市町か1人ずつ出て、尾鷲へ来てもらってやっておるわけじゃないですか。だから、こういう検討をどんどんどんどんすることによって、費用と労力というのはむちゃくちゃかかっているわけですよ、この財政難の中で。

ですので、皆さん言われているように、やっぱり検討するんであれば、ほかのどこも含めて広く考えたほうが一遍に終わるし、そうじゃないと、多分僕はこれはだめなんじゃないかなと思っておるんですけど、また次あれなんかということになっていきそうな気がしてならないもので、その辺のところを、市長、よく考えてやっていただかないと、費用と労力というもの。経営のプロですから、よく御存じだと思いますけど、そこだけちょっと僕はお願いしておきたいと思いますけど、いかがですか、市長。

○加藤市長 老婆心であれしていただきますので、私としては、ここまであれした以上

は、まず、中電のほうからお示ししていただいた中身についての比較検討をきちんとやります、まず早く。いろんな皆さん方から御意見をいただいていますけれども、その辺のところも一応検討、まず第一にここを先にやらなきゃならないと思っています。まず、この部分を。要するに、中電から示された部分についての数値の比較等々も含めてやっていかなきゃならないと。ほかのところも、御指摘のあったようなところは、まず第一に、一回行ってはいますけど、もう一度視察しながら、どういう形なのかということを試しながら、その辺のところも参考にさせていただきたいと、このように考えております。

○三鬼（孝）委員長　市長、比較検討されるということやけれども、12月議会を控えて、その辺は具体的にいつごろになるんですか。そのことによって、委員会でも第2ヤードの用地を視察しなければならない場合もあると思いますので。

○竹平環境課長　比較検討の資料については早急に作成をしていきたいと思っております。時期につきましては、各市町と合わせるような形でさせていただきたいということで、今現在、今回こういうふうな報告をさせていただいたので、各市町それぞれの状況に応じて、できる時期について、また報告はさせていただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　いずれにしても早急にやるんだったら、12月議会を待たずにできるんやったら、また再度委員会を開いて、報告をしていただきたいと思います。

○竹平環境課長　時期につきましては、5市町がそろった形で出していくということでございますので、各市町と調整をさせていただいてから出させていただきたいというふうに思っております。

○三鬼（和）委員　1点だけ確認したいんですけど、5市町の広域で整備すると同時に、本市においては、ストックヤードのことも出ておったわけじゃないですか。場所は別のところに検討する場合、本市のストックヤードについても合わせて検討はされていくんですか、どうなんですか。先ほど南委員からもほかの高いところはどうなんだという話があったんですけど、それも含めてどうなんですか。

○竹平環境課長　まず、広域の可燃ごみということで用地を確定、その上で、用地の部分で使わせてもらう部分というものを、当然本市としては考えていきたいと。用地の広さいかんによっては、一旦の、ただそこに置く本当のストックヤード部分にして、そこから毎日、現在の場所に運び込む。ただ、市民の方が見えたときに、1カ所で済むような形をとっていきたいというふうに考えておりますので、それは、

やり方で面積を少なくして済むのであればそういう形になるであろうし、面積が仮に広くとれる、また費用のこともございますので、そういったことも踏まえて、用地確定のときに合わせて今後検討していくというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長 簡潔にね。

○野田委員 ごみの量なんですけれども、先ほど課長は5,600トン程度と言われたんやけれども、平成30年度の可燃ごみの量は3,918トンなんです。収集量か。そこら辺の差は。

○竹平環境課長 可燃ごみの収集量が3,900トン程度でございます。持ち込みごみ量もございますし、事業系のごみもございますので、可燃の焼却については、大体5,600トン程度で推移しております。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それでは、東紀州ごみ処理施設整備についての質疑は終了いたします。

続きまして、土砂等の埋立て等の規制に関する条例、これは仮称ですけれども、最終案について御説明を求めます。

○竹平環境課長 資料の3ページ、資料2になりますけれども、御説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）という形でとらせていただいております。一応最終案ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

この資料につきましては、中間案をお示しさせていただいた部分に、下線部分の追加、それと、傍線部分での消しということで、見え消しでの表記をさせていただいております。

この条例につきましては、県の条例の最終案を参考にさせていただきながら、その考え方や規定の内容についての見直しをさせていただいて、順次、今回の変更を行ったものでございます。

それでは、まず、条例制定の背景及び目的のところにつきましては、5行目になりますけれども、これはもともと災害の防止と環境保全という形でしてございましたが、条例の概要の1、目的の部分について、生活環境の保全ということで、語句の整理をさせていただいております。

用語の定義につきましては、もともと土砂等という考え方の中で、再生土等を含むという形でさせていただいております。再生土等としていた

ものを、改良土と再生土にそれぞれ条例内で明確に定義をしていくということでございます。

4ページをごらんください。

(2)でございますけれども、改良土ということで、土砂にセメントまたは石灰等を混合し、安定処理したものをいいますと。

(3)については、再生土として、産業廃棄物の脱水、混練等の処理により生じたものであって、土砂等と同様の形状を有するものと。これは、四角内で囲んであった注釈として説明をさせていただいたものを明確に定義として行ってまいりますということでございます。

次に、3の部分でございますが、責務の明確化でございます。

この責務の明確化につきましては、意味合いとしては前回の説明と大きく変更はございません。表現についての変更を行わせていただいております。

次に、5ページをごらんください。

5ページ等の土砂等を発生させる者の責務という部分について、建設工事の発注者及び請負人は、その事業活動に伴って土砂等発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋め立て等が行われないよう適正な処理に努めなきゃならないこととしますというように形で整理をさせていただいているものでございます。

4番の土砂基準につきまして、これにつきましては、土砂基準に適合しない土砂等を使用してという部分の中で、今回、土砂基準という表題を土砂等の搬入規制に変更した上で、土砂基準の数値としての根拠を示して、再生土等への考え方について整理をさせていただいたものでございます。

次に、(3)の部分につきましても、土砂等というものについて、改良土と再生土という形の中での整理をさせていただき、(4)の再制度等による環境への影響の防止措置も含めて整理をさせていただいたということでございます。

そして、6ページになります再生土等についての注釈を消しているということでございます。

基本的な考え方については、中間案と変わっていない状況でございます。

5番の土砂等の埋め立て等の許可につきましては、これは前回説明させていただいたとおり、土砂等の埋め立て等区域の面積が1,000平米以上3,000平方メートル未満であって、かつ土砂等の埋め立て等の高さが1メートルを超える場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととしますということで、本市と

しての位置図の規制をもって、許可を行ってまいりたいというふうなことで、今回、変更をしていない部分でございます。

また、これについて、高さの1メートルを超える場合という部分の高さ制限につきましては、今回、規則のほうに載せていくという形をとっていこうと考えております。

次に、6番、7番の事前協議、それと、7ページになります土地所有者の同意という部分については変更はしてございません。

項目の8の周辺住民等への周知でございますが、これは周辺地域の住民等が意見書の提出により申請予定者に意見を述べるができることとし、この意見書の対応状況について、許可の申請の際に、市長に提出しなければならないこととします。

また、関係書類の縦覧や行政処分等の公表についても追加をするものでございます。

(4)に関係書類の縦覧として、市長は、許可の申請があった場合は遅滞なく当該申請日から完了等の届け出があった日までの間、当該事業に関し、この条例の規定により提出のあった書類を縦覧に供することとしますという部分と、(5)行政処分等の公表。市長は、当該事業に関し、この条例に規定に基づき行った許可のほか、許可の取り消しや措置命令などの処分の内容等を公表することとしますという部分と、この部分を追加させていただいた部分でございます。

9の許可の申請の手続でございます。

許可の申請の手続については、ほかの場所への搬出を目的とする一時堆積のように、継続して事業が実施しようとする場合についても、土砂等の埋め立て等の許可期間の限度を3年としたいと考えております。継続して事業を実施しようとする場合は、3年ごとの申請が必要になるということで、8ページにあります(2)の許可期間は3年以内とし、ここの一時堆積を除くという部分を削除させていただきたいというふうに考えております。

10番の隣接市町との連携につきましては、これは埋め立て等許可の申請があった場合には、災害の防止または生活環境の保全上関係のある市町に対し、必要に応じ、その旨を通知することができるものとしてほしいと考えております。前回説明したときには、情報共有したいというふうにここに書かせていただいておりますけれども、このものを通知することによって、当然、近隣市町から情報公開があれば、個人情報に係る部分については除いて全てお出しすることができるという形の中で、こういう規定を設けていきたいというふうに考えております。

次の9ページをごらんください。

9ページについて、以前と変わった部分については、14番の水質等の調査等についてでございます。水質等の調査等への取り組み、考え方について、より具体的に今回記述をさせていただいて、また水質基準とするものの基準値を定めております。

(1)については、許可を受けた者は、土砂等の埋め立て等を施工している間、定期的に土砂等の埋め立て等区域外への排水の水質調査を行い、調査結果を市長に報告しなければならないこととします。括弧について、許可を受けた者は土砂等の埋め立て等を完了等をしたときは、埋め立て等区域外への排水の水質調査及び埋め立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、調査結果を市長に報告しなければならないこととしますということで、考え方は変わっておりませんが、具体的に明記をさせていただきます。

それと(3)については、許可を受けた者は、埋立区域外の排水が水質基準に適合していないこと、または埋め立て等区域内の土壌の汚染状況が土砂基準に適合しないことを確認したときは、直ちにその旨を議長に報告するとともに、原因の調査や土砂等の埋め立て等により生じ、または生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならないものとします。注釈の部分でございますけれども、水質基準、これについては、土砂基準に適合しない土砂等が搬入されていないことの確認を行うことから、今回、土壌汚染対策法に定める地下水基準、これと同じ基準値としたいというふうに考えております。

次に、11ページをごらんください。11ページの20の報告の徴収及び立ち入り等でございます。

これにつきましては、職員の立入検査について、より具体的に記述をしているものでございます。(2)でございますが、市長は、その職員をもって、土砂等の埋め立て等を行うものは、土砂等の埋め立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業所等、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において、土砂等もしくは排出を無償で収去させ、または関係者に質問させることができることとしますというふうにさせていただきます。

23の罰則でございますが、この罰則については、前回にお示しさせていただきましたものを検察庁協議を行い、このとおり、制度の中で罰則を設けることができるということの中から、今回、こういう罰則を設けていきたいというふうに考えている

ものでございます。

24番の経過措置につきましては、やはり経過措置として、当該の民間に係る許可期間を満了する日までの経過措置を設けることが必要性があるという関係の中で、今回も設けていきたいと、これについて、期間については県に準じた形の中で経過措置を設けていきたいというふうに考えております。

以上が、今回具体的な内容でございますが、13ページ以降に尾鷲市土砂条例の中間案に対するパブリックコメントについてということで、今回、まずまとめを13、14にさせていただいておりますが、中間案への意見提出件数につきましては、7人の方から31件の意見が寄せられました。項目別には、まず、どういうものがあったかということ、やはり土砂基準、そういった意見数が8件、土砂埋め立て等の許可についてが7件、あとは周辺住民等への周知であったり、許可申請の手続、または隣接市町との連携、許可基準、水質基準、あと経過措置、そういったものが意見として寄せられておりますが、15ページに、どのような意見が出たかということをごここに付けさせていただきます。

そして、この15ページに対して、本市としての意見の考え方ということをごここに書かせていただいております。説明をさせていただきますと、まず、該当箇所1、2、3、4、これが県外の土砂の搬入を禁止すべき、または市外土砂の搬入を禁止すべき、それと再生土の埋め立てを禁止すべき、4番目については、放射能除去汚染土壌についてということの今回意見がございました。そういったことに対して、やはり土砂等、または再生土等については、有効な資源として活用される側面もあることから、一律に禁止するのではなく、一定の規模の土砂等の埋め立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等による埋め立て等に規制を設けることで、災害の防止や生活環境の保全を図ることとしていきたいというふうに考えております。また、放射能の汚染土壌につきましては、これは、これらの土壌等については、他の法令等で対応されていることから、本条例においては含めないと。放射能汚染除去土壌については、特別措置法のほうで法令がございますので、そちらで対処されるというふうに考えております。

また、5番以降、ここから1,000平米以上3,000平米未満を対象としているけれども、やはり500平米以上の面積に関してという質問と、1,000平米未満であっても、高さ制限の話、また、埋め立ての容積についての御質問等がございました。これらについても、やはり本条例では埋め立て等面積が1,000平米以上3,000平方メートル未満かつ高さ1メートルを超えるものを、市内の一律

で規制すべき規模として設定したいという考えで考えております。

また、16ページには、必要な許可なしで土砂等埋め立て等を行った場合、罰則規定のみならず、原状回復を行うということですが、これについても、許可を受けずに土砂等の埋め立て等を行ったものに対しては、当然土砂等の全部または一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずるべきと明示し、または埋め立て等の停止を命ずることができることを規定することを考えております。

それと、9番の一時堆積の件でございます。これは一時堆積の長期の借り置きを認めたということがございました。これについては、やはり一時堆積についても許可制であり、堆積の構造基準を設けながら、3年を超えて申請することができないものとしたと考えております。

また補償金のどういうふうにするかということで、9番、10番あたりが保証金の話がございます。しかし、本条例においては、今回、保証料の徴収は行わず、申請者が十分な防災対策、また生活環境の保全対策を履行することが可能な相応の資力を有しているかについての確認をしていきたいというふうに考えております。

11番からが、周辺住民の説明会の開催、河川の流域住民、これについては、行政区域外という形での意見がございました。

それで、12番についても、たとえ行政区域外であってもということで、水源地の影響を受ける住民の意見を聞いてほしいと、そういう話がございました。本市の条例でございますので、周辺地域は、埋め立て等区域の隣接地、埋め立て等区域の属する自治会、その他の地域の団体に係る区域、土砂等の埋め立て等が施工されている間における埋め立て等区域外への土砂等の崩落、飛散、または流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋め立て等区域の周辺地域的生活環境を保全するための措置が講じられる区域とすることを考えていきたいというふうに考えております。

また、13番については、許可の申請に当たり、排出される水を採取するための措置を第三者機関に実施させると。また、費用負担については許可申請者とするということですが、これにつきましての水質調査を行うための排水設備の設置については、許可申請の際に、水質調査を行うために講ずる措置がとられているかの確認を行い、形状及び構造基準としても確認をしていきたいと考えております。

また、隣接市町を情報共有するだけでなく、意見交換の場をつくるような文面を入れるというような形での意見もございましたが、やはり災害の防止上、本市として生活環境の保全上関係のある市町に対して、必要に応じて、埋め立て等許可の申

請があったものを通知することで、当然、他市町が必要であれば、情報公開を求めて、本市においても、個人情報として出せない部分を除いて公開をしていきたいというふうに考えております。

17ページでございますが、許可申請事業体に対して、5年経過後の緑化を義務づけるといふことの見解がございました。これについては、土砂等の埋め立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林、その他の土砂等の飛散防止のために必要な措置が講じられることを求めていきたいと考えております。

また、土砂等の埋め立て等の作業中、水質調査についての意見がございましたが、これについては、定期的な水質調査について、市職員の立ち会いの上で採取した試料について排水基準を定める省令の基準に基づく排水基準に係る検定方法の規定に準じて行わなければならないと、まだこれは環境計量士による水質調査結果証明書など、必要なものとしませうというふうな形でやっていきたいと考えております。

それと、水質等の調査については、必要に応じて随時行うようにしてくださいということでございますが、これは定期的、または埋め立て等が完了した場合に行いたいというふうに考えております。

18番の意見でございますが、これはストロンチウムをはかるべきであるということで、これは放射性物質の関係でございますので、これについても他法令において対応していくことになるかと考えております。

19番については、他市町にかかわらず、水源地上流部への土砂搬入は禁止するというところでございますが、本条例としては、一定規模の土砂等の埋め立て等の許可制度や土砂基準に適合しない土砂等での埋め立て等に規制を設けることで、災害の防止や生活環境の保全を図ることとしていきたいと考えております。

また、次の条例の施行前に土砂等の埋め立て等を行っている場合、市の条例では3,000平方メートル未満となっているが、経過措置の考え方を示してほしいということでございますが、経過措置につきましては、これは21番もそうなんですけれども、条例の内容等の周知期間、把握の期間に合わせて、場合によっては、条例で定める各種基準に適合するための移行期間等の経過措置を定めることが必要と考えております。一定期間につきましては、同じく三重県の条例と整合性をとる形をとって、同様の期間を設定していきたいというふうに考えております。

次に、最後のページでございますが、搬入置き場が港湾部局の管轄である場合は、尾鷲市としての考え方はどうなのかということでございますが、搬入の置き場が港湾部局の管轄である場合、例えば港湾法や三重県港湾施設管理条例により許可を受

けたものについては、本条例による埋め立て等許可を受けることを要しないものというふうに考えております。

以上がパブリックコメント等で求められた意見でございます。

説明は以上になります。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

尾鷲市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例（仮称）ですけれども、最終案の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言願います。

○楠委員　いろいろ検討されて、進歩しているところもあるんですけど、後退しているところもあるんですけど、まず、私たち4人で市長のほうにも提言させてもらったんですけど、県外の問題と、それからデポジットの問題等々を提案させてもらったんですけど、それがほとんど網羅されていないという点について、県ともいろいろ調整はされたんでしょうけど、その辺の考え方についてお聞きします。

○竹平環境課長　県外からの規制という部分につきましては、当然三重県とも調整をさせていただいた中で、これにつきましては、市外からの土砂搬入を禁止するというのも意見への対応ということでございますけれども、基本的には、県外、市外からの建設残土の搬入を禁止する行為については、営業の自由等の個人の財産権を過度に制限するおそれがあるというふうなことで、これは顧問弁護士にも確認をさせていただいたんですけども、そういう考え方に基づいて、禁止するのではなく、一律規制をもってやっていきたいと。これについては、県とも、当然この部分について調整はしましたけれども、そういう考えをもって、本市としての条例制定に取り組んでいきたいというところでございます。

○楠委員　関東のある自治体なんかは、県外というより、持ち込みそのものも規制しているようなところがあるんですけど、その辺との関係というのは、担当していただいた弁護士さんとか、あるいは関係者の方とどういう議論をされているんですか。

○竹平環境課長　当然そういうところもありますという話ですけれども、考え方として、弁護士の見解としてどうかということで話は一応聞かせていただきました。ただ、三重県も三重県条例がございますので、三重県の条例の考え方と調整をして、合わせていくという形を本市としてはとっております。

○楠委員　基本的に、国からの通達業務とか、そういうものはなくて、今、地方分権で基礎自治体がみずから進んで行政運営をしていくということが第一原則ですから、先ほど言われた、県も条例をつくるのは別に構わないんですね。市もつくる

のも構わないとなると、先ほど面積の要件の説明がありましたけど、県が3,000平米以上って、市は3,000平米以下をやりますと、そういうことではなくて、条例の中に、全て尾鷲市はやりますよという進んだ考え方ってなかったんですか。

○竹平環境課長　　そうですね、基本的には三重県が大規模な土砂埋め立て等に対する規制を設けていくということで作られておりますので、当然それに対して、市としては、それ以下の部分でカバーできる部分をきっちりと考えていきたいという方針の中でさせていただいたところでございます。

○楠委員　　県の条例は、各基礎自治体が条例を定めた場合は、それによるということがたしか案の中に入っていると思うんですけど、独自で尾鷲市もできますよね。なぜ県にべったりマークのやり方をするのか、その辺が不思議なんですよ。

県にもいろいろお話を رفتたりすると、マンパワーが足りないんじゃないとか、危惧されているところもあるみたいなんですけど、その辺についてはどうなんですか。

○竹平環境課長　　基本的に、本市として全てをカバーすると、当然業務量の話が、今おっしゃられたとおりでございますが、当然市としての部分で、範囲としての考えに乗って、この面積要件も含めて考えさせていただいたところでございます。

○楠委員　　私の言いたいのは、県におんぶにだっこもいいんですけど、やはり市として、同じ行政マンとして、しっかり前向きにやっていかないと、3,000平米以下の盛り土なんていうのは、実際申請が出てくるのかどうかは、普通残土処理なんかは、目的があればまた別ですけど、ただ処理だけするだけだったら、3,000平米じゃ商売にならないと思うんですよね。そういう意味で、ある程度、許認可をしっかり持って、皆さんがスキルアップしてやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。当然建設の方もいらっしゃいますが、担当の方もいらっしゃいますから、技術的な基準は担当部門と連携してやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それについて、市長の今後の行政運営上、こういう条例をつくったときに、執行力という部分でどういうふうに考えているのか、ちょっと教えていただけますか。

○加藤市長　　土砂等の埋め立て等の規制に関する条例については、基本的には、県と共同でやっていきながら、早く推し進めていかなきゃならないという、私はこういう基本方針の中で、来年の4月に施行できるように進めていくと。だから、単

独、単独といっても、正直言って単独で進んでいって、それが不備なものであってはならない。そこは、ある程度県との協調をやっていきながら、今回の土砂条例の埋め立て等の規制に関する条例を制定しながら縛りを加えていくという、こういう方法論もあるんじゃないかと、私はそういう方向で一応進めたというところでございます。

○楠委員　方法論としては、ある程度、上位法があれば、そういう考え方もあるんですけど、やはり基礎自治体の力をつけていく上では、しっかりとこういうのは市でやっていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うので、もう一度、この点についても検討してほしいなというふうに思います。

それと、パブリックコメントのほうに入りますけど、回答の中に、他法令との関係とかあるんですけど、これを市民が読んだときに、他法令って何ぞやということもありますので、しっかりその辺の他法令はどういうことなのかということも表示しておかないと、読んでもわからないということになりますよね。

あともう一つ、今回気になったのは、関東甲信のほうで大雨があったときに、一つ話題になったのが、こういう土砂の関係だとか、そういうものを含めて、もう少し広域も含めた連携というのは、今回、隣接する紀北町に絡んでくるんでしょうけど、あるんで、ぜひその辺も含めて、土砂の災害防ぐ部分については、さらに規則なりでしっかりと具体的にやっておかないと、責任の所在、5年以上もたってから崩れるようなこともあるかもしれませんので、その辺をもう少し明確に、法律で言えば宅地造成等規制法とか、そういうものをうまく活用して、しっかり崩壊を防ぐような関係、植栽だけでは落っこちてしまう可能性もありますので、その辺は、建設課としてどういうふうに支援をしていけるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○高柳建設課長　委員御指摘の構造基準、それが、災害防止ということに対しては重要なことかなと我々も考えております。委員のおっしゃったような宅地造成等規制法の規制基準なんかも参考にさせてもらいながら、それ以外にも県の宅地開発事業に関する技術マニュアルですとか、砂防法の関係の開発審査の技術的基準、それらも参考にしながら、構造基準として、この条例の施行規則をつくり上げていきたいというふうに考えております。

○楠委員　次に、パブリックコメントの4番目の再生土の埋め立てというところがあるんですけど、これについては、千葉県でことしの7月の初めに条例をつくったところがあるんだけど、再生土を盛ったために、河川汚濁と悪臭が住宅地に回っ

て、ここでやれば、山の中ですからそんな心配はしなくていいと思ってもいるはいるんですけど、この悪臭と河川汚濁の関係で、改めてまた条例をつくっているような市もあるんですよ。その辺の再生土の考え方というのは、どのレベルで考えているのか、教えてください。

○竹平環境課長 再生土につきましては、やはり有効な活用するものということで、リサイクルの証明等、これをきちんと活用できるものを提示していただくということを条件としていきたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 確認ですけど、前にも中間案のときに確認あったと思いますけど、経過措置というのは県に準じてということですけど、どのぐらいなんですか。

○竹平環境課長 今、経過措置については、前回の説明で、たしか条例を施行してから1年という説明をさせていただいたかと思いますが、この条例を交付してから1年ということで、若干期間を短くとっていきような形の1年間としたいというふうに考えております。公布から1年と。

○奥田委員 公布から1年ですか。僕は、これ、市長は先ほど早くということを言われていたんで、できるだけ短く、僕はなくてもいいんじゃないかなという気がしているんですけどね。周知期間は要らないんじゃないですか、もうこれだけ皆さんが関心を持っておられるんで、県は県で、尾鷲市は、楠委員が言われたように、もっと進んだ対応でいいんじゃないかなという気はしておるんですけど、それで、先ほど楠委員が言われたように、私はやっぱりこの1,000平米のところは気になるんですよ。今、茨城とか、あっちの先進地を見ていると、500だったところが、もうちょっとでも持ってきたら、ゼロから持ってきて、ちょっとでも持ってきたものに対する規制やきくよとか、より厳しくなってきたおるんですよ、先進地はね。それと、県外からの持ち込みというのも当然のようになってきているし、だから、そういうところを僕は県がとか、弁護士さんも言われていましたけど、本当に先進地のところを調査、研究したのかというところが、非常に僕は疑問を覚えるんですけど、その辺、いかがですかね。

○竹平環境課長 向こうが早くからつくっておるという部分は、あくまでも先進市という考え方がございますが、やはり面積要件にしても、どこかで一定の規律を設けなければならないという中で、今回は、あくまで面積要件については1,000平米ということを一定の規定としてさせていただいたところがございます。それと、やはり持ち込み禁止の部分につきましては、これは実際のところどうなのかと

いう部分については、営業の自由、そういったものの職業選択の自由の、これは憲法22条と、あとは財産権の29条かな、そのあたりになるかと思うんですけども、その辺の見解を聞いた中で、経済活動の自由を守れない可能性がある。それについてはそうでしょうという見解を確認しております。

○三鬼（和）委員　このアンケートの中の22番、最後に、搬入の置き場が港湾部局の管轄である場合云々というのがあるんですけど、当然市の今回の条例には、接岸等も含めて市の感知するところじゃないもんで難しいところあるんですけど、反面、また一度県へ勉強に行ったときも、生活環境部かな。この管轄は県土整備部のこととあって、今回の問題で条例を整備しても、ここのところというのは、県の条例であるとか、市の条例の中で、全然番外のところになってくるといことがあるじゃないですか。これは、県のほうには、この辺の管理するところが必要ではないかという提案というか、提案というような立場じゃないんやけど、話しさせていたいたんですけど、県の条例とか、県の方々と相談するときに、この辺の明確さというのかな、それは議論はなかったんですか。この辺は、条例をつくっても全然関係ないようなところへなってくるのか。

○竹平環境課長　三鬼委員がおっしゃられるとおり、やはりそこから搬入されるものということは、我々も当然そうだと考えております。ただし、そのこの港湾の使用につきましては、港湾法であったり、施設の管理条例ですか、そういったことで決められておるとい部分での許可制度でございますので、そこについての関与はなかなかできないということで、尾鷲市としては適用除外という形になります。

○三鬼（和）委員　市としては、触れられないというのは、入り込めないというのはわかるんですけど、この辺は、県にもう少し強くというんですか、というのは、例えば許可の問題の中で、それが搬入をやっておる中で、途中で問題が起こってきて、土捨てできないとなったときに、港湾にこのものだけが残るとい現実もなきにしもあらずですよ。船から運んできて、途中で土捨てするところがかなわないとなったときに、これの存在というのが浮き彫りになるということも、この条例の中では、それをどうこうするというのが全然示されていないようなことになっておるんですけど。

○竹平環境課長　そこは、三重県において、どういうものが運ばれるかということについては、三重県の許可する側のほうできちんと対処をしていくということになると。ですので、当然、今回、土砂条例の部分についても、三重県においてもその部分は適用除外という形であろうというふうに考えております。

- 三鬼（和）委員　この辺のところもちょっと難しいと思うので、この辺は、これから県と十分連携をとってチェックしていただきたいなと思います。
- 三鬼（孝）委員長　他に。
- 野田委員　まず、9ページの水質等の調査等の定期的なという部分が、文言が入っているんですけども、10ページにおいても、土地所有者の義務の定期的な施工状況を確認しなければと。この定期的というのは、具体的にどういう感じですか。
- 竹平環境課長　これにつきましては、当然定期的に調査が必要であるということで、これは中間案でも一応説明をさせていただいたんですけども、小規模な事業でございます。ただし、3年という期間の中で、当然1年、小規模ですから、例えば3カ月、4カ月で終わってしまうかもわかりませんので、そのときには、必ず完了で1回、それと1年を超える場合であれば、当然1年を超えない範囲で1回、水質の調査、途中に出していただきたいという形の中で、規則のほうでそういったことを定めていきたいというふうに考えております。
- 野田委員　ということは、事業者の方が自分ところから出すということでしょうか。
- 竹平環境課長　定期的な検査を事業者が出すという形をとっていきたいというふうに考えております。
- 野田委員　パブリックコメントの中で、県外残土を禁止という部分に関係するのが七つぐらい件数としてあるわけなんですけれども、一つは、私、調査した茨城県なんかは、44市町村ある中で、県外からの持ち込み禁止は25市町村、56.8%が禁止しているわけですね、茨城県においては。それで、4市町においては、隣接県があることから、基本的に県が持ち込みは禁止であるが、条件つきで認めているという形で、ある程度そういう抑止というものをきちっと明確にかけているという県もあるということを確認していただきたいなと思います。
- それと、もう一点、平米数の基準ですけども、3,000平米以上が県がやるのであれば、それ以下は市町村がやるという形の明確な基準であってもいいのかなと思いますけれども、その部分は、尾鷲市の場合は1,000平米以上3,000平米未満のところ規制をかけるということですので、普通のきちとした形の経済活動というか、やられるのであれば、別にそこに規制をかけなくても、尾鷲のまちな実態調査は僕はしていませんけれども、十分可能じゃないのかなという気がしますけれども、その2点について、ちょっとお伺いします。

ですから、1,000平米以上3,000未満という基準を設けたという部分については、3,000平米未満、以下をその対象にしたらええということです。ちょっと加えてやけれども。一緒のことになるんやけれども、あえて。

- 高柳建設課長 許可を要する規模の下限ということで、我々も、いかように設定するのがいいのかと、いろんな他の事例なんかも参考に、いろいろ検討はさせていただきましたけど、先ほどのパブリックコメントの結果においても、竹平課長のほうから説明ありましたけど、同様の行為に関する規制との整合性というのも十分考慮しなければならないと。これまでも、市内で行われております土砂の埋め立てを目的としないような宅地開発ですとか造成行為、あらゆる事業活動に対して、その災害の発生のおそれの少ない通常のそういう経済活動に対して、影響というのも十分考えなければいけないというふうに考えまして、過剰な制限とならないよう、面積は設定する必要があると。

そういうことを考えた中で、現在、尾鷲市の宅地開発の基準に関する条例ということで、1,000平米以上の宅地開発、そういう造成行為に対して、規制という形でかけておりますので、それと整合をとって1,000平米が妥当ではないかというふうに判断した次第でございます。

- 野田委員 ということは、尾鷲市の行政サイドからすると、そこで抑止が大体かかって、尾鷲の実態から見てかけることは可能だということ判断してよろいということですね。

- 高柳建設課長 実際に許可を有する基準というのが1,000平米以上という形にはなりますけれども、1,000平米に満たない小規模な埋め立てに関しても、県条例の中では、全ての埋め立てにおいて土砂基準に適合しない土砂等による埋め立て禁止というのが適用されることとなります。

また、さらには、埋め立て等の行為を行うものに対して、許可の云々にかかわらず、災害の防止及びその生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務というのは適用されますので、本市の許可要件に満たない小規模な埋め立てについても、不適正な埋め立ては一定程度抑制されるというふうに考えています。

- 三鬼（孝）委員長 他によろしいですか。

- 楠委員 14ページのその他の意見というところで、ちょっと今見ていたら、パブリックコメントの関係で、2段目に、氏名及び住所を勤務先などの記載がないものは無効としますという、どこかに規定があるんですか、一般的に。

- 竹平環境課長 いや、規定というか、パブリックコメント条例が本市がなくて、

ただ、きちんとした中で、尾鷲市内における意見を聞きたいということから、今回こういうふうな形をとらせていただいたところでございます。

○楠委員　これは、パブリックコメント条例がないのでこういう書き方をしたというんだったら、個人情報の関係の手続の条例の中で、これ、審議会にかけて、個人情報を収集しています。

○松永環境課主査　パブリックコメントについては、募集の段階について、注意書きとしまして、個人情報の取り扱いということも明記させていただいております。

それによって、意見募集に関する業務のみで使用するものと、募集の段階でホームページに記載をさせていただいております。

○楠委員　私の言いたいのは、ホームページに書いたのは別にどうってことはなんですよ、問題なければ。個人情報保護審議の関係で手続をしているかと聞いているんですよ。していないと、条例違反になっちゃいますよね。個人情報の目的外利用だとか、いろいろ手続がありますよね。だから、安易にこういう個人情報を集めるというのはだめなんですよ。無記名でも、だから出せるわけですね、一般的には、パブリックコメントは。

○松永環境課主査　募集の段階において、尾鷲市個人情報保護条例に従って適切に管理しという一文も入れさせておるんですけども、今いただいた御意見については、詳細について一度検証させていただきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○野田委員　8月の中間案のときも確認したかもわからない。規則についても同時に進めていくんでしたか。条例と同時に。

○竹平環境課長　規則についても、今現在作成中でございます。当然、委員会までには、規則のニーズ表記を出したいなというふうには考えております。それまでに何とか規則についても、今やっとな条例案の大体の整理ができておりますので、規則についても出していきたいというふうには考えております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、これで環境課の質疑を終了いたします。

10分間休憩します。

（休憩　午後　2時58分）

(再開 午後 3時08分)

○三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

都市計画道路尾鷲港新田線街路事業に伴う墓地移転について説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

本日御報告いたしますのは、尾鷲港新田線街路事業に伴う墓地移転につきまして、現在の光ヶ丘候補地での事業推進について断念することといたしましたことについてでございます。

資料の1ページをごらんください。

まず、昨年度までの経緯について、簡単に御説明申し上げます。

平成28年度に行われた尾鷲港新田線道路改良工事に伴う墓地移転候補地検討基準調査業務委託の結果を受け、光ヶ丘候補地を第1候補地とすることを決定いたしました。平成29年8月には、候補地周辺100メートル以内の周辺住民に対し、候補地に新墓地を造成することに対する意見聴取を行いました。この意見に対する回答を含め、同地区の周辺住民に対し、平成30年1月より墓地造成に係る同意書の取得を試みましたが、下記の状況のとおり、100%同意に至っていない状況でございます。

なお、平成30年11月30日に候補地の調査に関する同意書、同地地権者2名より取得していますが、同地に隣接する土地の地権者に関する用地境界立ち合いの同意は、現状においても取得できていない状況となっております。

この状況の中、周辺住民の100%同意の取得は困難であります。光ヶ丘候補地で事業を推進していくこと、加えて、詳細設計が固まり次第、周辺住民に対して説明会を開催していくことを、平成30年12月議会において説明させていただいているところでございます。

続きまして、光ヶ丘候補地を断念した経緯について御説明申し上げます。

次ページをごらんください。

本年度に入り、詳細設計を行うための情報として、新墓地での必要区画数の把握が必要であるため、折橋墓地の墓石管理者に対して、移転希望の有無、必要区画数などの調査を行っており、次ページ資料にありますとおり、現在554名中550名の意見確認が完了し、ほぼ100%に近い状況となっております。この状況を把握作業と並行し、新墓地造成に関する協議も県と行ってきましたが、その協議において、2点、議事が生じております。

その1番目としまして、平成24年度の地方分権一括法により、墓地の経営許可

権限が県からは尾鷲市に移管されており、今回が許可を出す初めてのケースとなるため、以前の担当部署であった三重県尾鷲保健所衛生指導課に、本年7月下旬に指導を仰いだところ、複数の住民が同意しないケースでの許可申請自体がこれまでにはなく、居住実態がないなど、特別な事由がない場合には許可しない方針であるとの回答をいただいております。

二つ目の問題点として、8月中旬に行われた県庁公共用地課との打ち合わせにおいて、今回の墓地移転のケースで、土地所有者の所得税控除については、従来認識していた公用地拡大の推進に関する法律が適用できないため、土地収用法を適用することとなるが、この土地収用法の適用には、県の事業認定が必要であり、その認定要件の中では、周辺住民の100%同意が必須であるとの指導がございました。

このことを受け、市顧問弁護士に相談したところ、周辺住民の同意が100%でないのは、常に訴訟リスクと隣り合わせであるので、ほかに同意の必要のない候補地があれば、変更したほうがベターであるとの見解を得ております。

こういう状況の中で、さらに光ヶ丘候補地の隣地地権者に関しても問題が発生しております。現在、候補地地権者が所有する土地の隣地を実質的に管理している方から8月下旬に申し出があり、同候補地のまま事業を進めるのであれば、周辺住民を含めて反対運動を起こすというお話がございました。

また、同候補地は境界の確定がされていないことから、隣地地権者の立ち会いがなければ購入予定地の境界を確定することができず、隣地地権者本人にも話を伺い、管理者と同意見である旨の申し出を伺っていることから、実質的に事業が次年度以降にとまってしまう可能性が生じてまいりました。

新墓地造成事業については、県道路事業と並行して行わなければならない、スケジュールにおくれを来たした場合、さまざまな場面での影響が大きいことから、第1候補地であった光ヶ丘候補地を断念した次第でございます。

これにより、本年第1回定例会においてお認めいただきました墓地造成調査設計積算業務委託料3,847万4,000円につきましては、第4回定例会に上程いたします尾鷲市一般会計補正予算案にて全額減額させていただく予定とし、令和2年度に、再度、新候補地の選定とともに計上させていただく予定でございます。

光ヶ丘候補地の地権者の皆様には、4年を超える長期間にわたり期待を抱かせてまいりましたが、このような結果となりましたことを大変申しわけなく思っております。

本市といたしましては、尾鷲港新田線の整備に当たり、防災上の観点から、大変

重要な事業と位置づけており、新たな候補地の選定など、早期の開通に向け取り組んでいきますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

御発言願います。

○高村委員 墓地の移転に関しまして、長い期間、時間と労力を使っていただきました。それはわかるんです。

最初、濱田市民課長、それから内山課長、それから宇利課長、その3人が担当課として動いてくれたのはわかっておりますが、その動き方も、情報によると、きちんと交渉してきたのか、誠意ある対応をしてきたのか、それは私は疑問に思っている一人です。

それで、こういう大きいことは、一つ間違えれば、何をやるんでも1人の反対者がいれば何もできないような話になってくるので、県のほうも早くやってほしいと言ってきておるはずですよ。県のほうも約3億以上のお金を投資して造成する予定になっているので、ぜひとも会話をして、誠意を持ってどこがいけなかったのか、それをわかって話を進めていかな、こういう問題というのは前へ進まないですよ。

なぜ僕が言うかということ、あの土地の、前の人がおやじだったんです。それやで、実際はわかっております、真っすぐ一本ですから。それで、山というのは木は生えています。その真ん中を本当は際目です。それで、今造成しておるらしいけど、どうしてもわからなんだら、1メートル後で、ここを線を引っ張って造成したらいいじゃないですかと僕は思うんですけどね。私の言うておることはわかるかい。

課長の今までの対応をしっかりとやったんか、それを聞きたい。

○宇利市民サービス課長 この年度に入りまして、私、担当させていただいたところとなっております。前年において、この状況の中で候補地としていくという話を引き継ぎをさせていただいた中で、現候補地での事業執行のために業務を進めておりましたところ、先ほど申し上げたとおり、8月になってから、隣地地権者の関係を、実質的な管理をされている方のほうから、そこの立ち会いは困難であるかの話がありましたので、調べてみたところ、やはり私どもが認識していなかった隣地地権者の関係、実際、管理されているという方が、やはり隣地地権者におられたというところが情報として入ってきたわけです。そこの部分については、私が認識していなかったという部分において、やはり認識不足であったのかというところでは考えているところなんです。

○高村委員　認識、認識というのは、こういう場合は、本人と会って、腹から話して、何回会ったんですか。会っておらへんでしょう。やっぱり対話が必要です。そして、どこが気にいらんのか。そして、あなたら課長が3人もおったんやで、その課長の手に負えなかったら、市長がおるやないかな。あとに市長が控えておるんで、市長がぱしっと決めたらいいことなんですけどね。私はそう思います。市長、どう思います。

○加藤市長　この件の経緯につきましては、さっき市民サービス課長が申しあげたとおりです。確かに私も8月以降に、この問題が生じたということについて聞きましたことは事実です。おっしゃるように、ボタンのかけ違いというのか、あるいは、委員おっしゃっている誠意のなさという形でこういう結果になったのという、いろんな問題が今回は出たと思います。これについては、私としても申しわけないと。要するに、謝罪を申しあげたいと思っておりますんですけども、結果として、正直言って、先ほども申しましたように、今まで隣地地権者にお会いはしていませんでした。最近になって、そういうこともぎりぎりなんですけれども、一応お会いさせていただいて、何とか何とか説得はしたいなと思っておりましたんですけども、正直申しまして、隣地地権者の方をお伺いし、お電話もさせていただいたんですけども、一切お会いしないと。この件については、立ち会いは私はやらないと、境界立ち会いはやらないと。だから、これについては反対するというお話で、さっき課長のほうからありました、そこを隣地地権者の管理をされている方にもお会いさせていただきました。長い間、時間を費やしながらか何とかお願いはしたんですけども、結果的に、要するに、今回については断固反対で、立ち会いはしないという結果になってしまったということについては、今回の計画については断念して、再度新たなところを今後やっていかなきゃならないと、こういう気持ちでおります。

○高村委員　これを聞いたら、県は怒りますよ。長い時間かけて進めていきよって、県のほうも早くせいせいということを言われて、折衝がなかったもんでこういう事態になったんでしょう。際目というのは、あの山に限っては真っすぐですよ。それを立ち会わなあかなんだら、その人の持ち物の1メートルこっちでもええじゃないですか。立ち会わなあかんの、1メートルこっちを使うにしろ。

○宇利市民サービス課長　その部分につきましては、分筆をするに当たって、こういう山の場合、それから、林班図等を確認すると、ほかにも地番が幾つかあると。それらを含めて、一筆を全て立ち会いのもとに確定をしてもらわないと、分筆とい

うのは認められないという話を法務局のほうで確認をさせていただいております。

○高村委員　　そうしたら、1人反対したら何もできないということ、これからも。

○宇利市民サービス課長　　同様の山のような場合、特にこういう条件の場合は、法務局がそういう形で分筆の登記を認められないというお話をいただいた以上、同じような形の場合は、事業推進というのは難しいのではないかというふうに考えております。

○奥田委員　　ちょっとお聞きしたいんですけど、資料1の1ページのところで、周辺住民に対して説明会云々とありますよね。周辺住民の方に説明会って何回やられたんですか。

○錦市民サービス課係長　　周辺住民の方については、現時点では行っておりません。詳細設計が固まり次第、周辺住民の方に対して、工事の方法とか、そういったものを説明させていただくという予定でございました。

○奥田委員　　説明会もやっていないんですよ、あなた方ね。びっくりしますね。

これ、4年前から動いていたということで、私、過去の調べたら、平成28年の12月議会のときに、三つの候補地を決めましたという報告を受けておるんですよ。それで、29年3月、今から2年半前ですよ。2年8カ月前か、平成29年3月議会、ここに決めましたということで進めていきますという。当時は濱田一志課長でしたけど、報告を受けています。それで、僕も何回も何回も委員会で、順調ですかという話を聞いて、順調ですという話を聞いていたと思います。6月議会でも、僕、尾鷲港新田線の一般質問をさせていただきました。令和6年にはできますという話を聞いています。突然こういう話が出てくると、私も非常にびっくりしまして、私、初めて聞いたのが10月28日です。地権者の方から僕は聞いたんですけど、市長がもう断念したというお話を聞いて、びっくりしたんですけども、あなた方、説明会もしていない、一回も。

聞くところによると、強硬に反対しているということはどういうことかと思いついて、隣地地権者の実質の管理をしている方にお会いしましたよ、私、先週。でも、一回も来ていないということですよ。過去の課長は来てない、担当者も来ていない、市民サービス課の。市長はきのう行かれたのかな、初めて。と聞いていますけれども。市長だって、2年前、市長選に当選されて、29年6月ですよ。こういう重要な問題があるということは認識されたと思うんですけど、全然担当課も行ってないんですよ。担当課長も来ていないというんですから。来ていないのに、どう返事したらいいかわからんという話もあるんですよ、これ。

なぜ4年前から動いているんだったら、地権者の方に話を聞いたら、8年前からそういう話があったというんですよ、これ。8年前から。同意書も宅地造成の話もあったんだけど、そういうのはキャンセルして、尾鷲市が買ってくれるという話でずっと動いていたと。突然、10月28日に断念ですという話を聞いたということなんですけど、あなた方は何をやっていましたか。

先ほど高村委員も言われましたけど、何をやられたのか、本当に。我々に対する報告って何だったのかと。だって、周辺住民の方々に対する説明って一番大事じゃないですか。でも、2年8カ月前に候補地も決めたというんだったら、その前から動いていますよね、当然。当然動いていますでしょう。

隣接地の実質の管理している方というの、上で作業場もあるじゃないですか。なぜ市民サービス課は話をしていないのかと。一切話は聞いていないということですよ。

それで、市長は10月の下旬に断念を決めたという、そのことも私はよくわからないんですけれども、これでどうなんですか。こういうことで仕事をしていると言えるんですか、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが。何をやっていましたか、この何年間かという気がしてならないんですけれども、もう一回、僕は再交渉してくださいよという気持ちでいっぱいですよ。これだけ動いておったのに。いかがですか、市長。担当課長もそうですけど、一言ずつ聞かせください。

○宇利市民サービス課長 再交渉の件に関してですけれども、再交渉の件に関していうと、私の意見としては、現状意思がかたいというふうに考えております。

それから、過去の部分、今年度の部分については、実際的には、現候補地で話を進めていた部分が8月までだったというところがございます。ですので、過去に行われていない住民説明会の件に関して言いますと、同意書を戸別訪問としてとっていたというところの業務を行っているところでございます。

○奥田委員 僕は、強硬に反対されている方にも聞きましたけど、当初、建設課の職員には、住民説明会ぐらいせいよと話をしたと言っているんですね、それでもあなた方は一回もしなかった。話もしていないと言うんですね。そこが僕はちょっとわからないんですけれども、先ほど高村委員も言われたように、県は、岩田市長のときに、道はつけるよと。道の予算はつけるよと、尾鷲港新田線の。そのかわり、墓は責任を持って尾鷲市さんがやってくださいよということでしょう、これ。そう聞いていますよ。だから、これは非常に重要な問題でありまして、ただ単にずっと引っ張ってきて、ごみ焼き場もそうですけれども、何年も引っ張ってきて、途端に

やめましたと、そんな話じゃないんですよ、これ。市長、非常に重要な問題なんです、これ。県に対してもどういう顔向けするのか、県はどう思っているのかなと思いますけど、県内も今財政難の中だけでも、尾鷲港新田線だけは何とかという話をされているじゃないですか、聞いていますでしょう。もう一回、再交渉してくださいよ、これ。こんなていたらくなやり方で、交渉もしていない、課長も行っていない、この何年間か。それで終わるんですか、これで。どうなんですかね。

○宇利市民サービス課長　私のほうといたしましては、昨日もお話をさせていただいたんですが、意思がかたいというところで、それから、地権者の方自身も、もうこの件に関しては会いたくないと言われているような状況においては、再交渉は難しいというふうに考えております。

○野田委員　高村さんや奥田さんが言われたような形で、僕もびっくりしたんですけれども、一つは、墓地の移転の交渉経緯というか、プロセスというか、手順はどうなっておるのかなと、行政として。まず一点、思ったことと、そして、平成30年9月のときに、周辺居住者の同意反対とかと、この資料をもらっているんですよ。それが同じような形で、また今回同じものが並行移動というか、同じものがここに写しがある中で、どのような仕事の段取りをしているのかというところが、非常に今後の課題というか、問題点として、何でこうなったのかということを検証してもらわんと、同じ過ちを繰り返しますよ。こういう大事なものについては。

ですから、プロジェクトチームを組むんだったら、3人でも兼務でもいいから、それを常時把握しながらやるということをやっていないと、他人任せでやるというような仕事じゃないじゃないですか。その点、今後の提案としては、プロジェクトチームというか、何人でもいいですから、それに特化して絶対やるんやという気持ちを持たん限りは、こういうのは成功裏になっていかないということを思います。

それで、もう一点、続けて言いますけれども、今後どうしていくかという、奥田委員のほうは、再交渉と言っていますけれども、次のていというか、次のことを考えていかんとだめだ思うんですが、そういうところはどう考えていますか。この3点について、ちょっと質問します。

○加藤市長　まず、今回、遅まきながら、先ほど申しましたように、地権者の方に会いに行きました。会ってくれるのかなと思ったときには、市長とあれども会わないと。わしの意思はかたいという話を、正直もって、お母様も、あの子は絶対会わないということをおっしゃっていました。お母様と私は話しましたんですけれども。そののところが2回ほどずっと行ったんですけれども、これ以上来ないでくれ

と。来ないでくれというので、その翌日、電話をして、電話を市民サービス課長からして、私が一応電話しようかなと。一切電話するなど。意思是固まっているというような話なんです。

もう一つは、地権者の方の土地を管理している方について、昨日もお話をしに行きました。昨日、その方にお会いさせていただいたと。いろいろ話させていただいて、何とか立ち会いをお願いしたいということも、それは意思が固まっているのは絶対だめだという。

ですから、先ほどの話の中で、再交渉というのはもう私は無理だと思っています。その中で、野田委員のおっしゃったような、一つは、こういう重要な案件に対して、こういう形になってしまったということは、まず申しわけないということ。じゃ、今後どうするんですかと。速やかに行動を起こさなきゃならないと私は思っています。その代替地を今後どうやって探していくのかと。駆けずり回ってでもやっていかなきゃならないと。それを、いつまでにやるのかということは、これからのスタートですので、そこまでやっていかなきゃならないという思いでございます。

それについては、その認識は、市民サービス課長は持っておりますので、それをきちんとやっていきたいと。だから、今までやってきた、いろいろ御批判はいただいていた中なんですけれども、今考えるに当たっては、確かにおっしゃるように、手順が間違っていたんじゃないか、対応が悪かったんじゃないか。ましてや、大事なところの相手とコンタクトをとるといようなこともしなかったんじゃないかと。それは、正直言って、答えは聞いていません、私は。どうだったかと。しかし、雰囲気から見ると、やはり相手さんから話を聞いたところによると、やっぱり誰も来なかったと。さっき言いましたような、戸別の訪問でいろいろやったけれども、先ほどおっしゃっているのは、住民説明会等についてはやっていないと。この事実は実際問題でございますので、その事実を、まずこちらのほうで認識して、今後は速やかに、再度きちんとした形で行動を起こさなきゃならないと、このように考えております。

○野田委員　　こういう結果を招いてしまうと、行政職のノウハウを持っていないんかというのは、ちょっときつい言い方もわかりませんが、そう思うでしょう。いろんな経験を積み重ねてこそその行政職が、やはりこういう一つの事例で、ぽしゃっていかざるを得んような経験しかないのかと思われてしまうこともあると思いますので、何でこうなったのかということ、市長が今報告していただきましたけれども、そこら辺はやっぱり十分検証してもらうことと、次の手を

早急に打ってもらう。そして、その次の手を打つのはどういうスケジュール、タイムテーブルというか、スケジュールでやるかということを確認に示してやらないと、ただだめという言い方はおかしいけれども、なかなか時間がかかってしまうような現象が起きてしまうと思いますので、その点だけ十分心してほしいと思いますので、以上です。

○加藤市長 おっしゃることについては、私は全面的に受け入れます。その中で、今後、まず第一に、墓地候補予定地というのを早急に速やかにいろいろ考えていかなきゃならないと。これも、何といたしますか、速やかに対応はしていきたいと思っております。

○高村委員 多分1年ほど前に、同意書を交わしておられるらしいんですわ。その同意書があるのに、なぜ進まなんだのかなというのは、行政のプロというのがおらんということじゃないんですか。

○三鬼（孝）委員長 同意書は課にあるんですか。

○宇利市民サービス課長 今年度の事業を予算化していただきました、その調査、測量設計業務を行うための同意書というふうに理解しております。

○仲委員 続きなんですけど、候補地の調査に関する同意書を同地地権者2名より取得しておると。ということは、地権者2名については、調査に関する同意書をいただいていたと。ただ、売買についてはまだ進んでいなかったという理解ですね。

それで、周辺居住者64名と、周辺家屋、家主というのか、これは、周辺居住者と家主とは、どういうふうな意味合いなんですか。

○宇利市民サービス課長 途中にアパートといいますか、賃貸の借家がございます。その部分で、家主と居住者という形で記載させていただいております。

○仲委員 この中で、周辺居住者、同意が53名、反対が11名、家主が同意11名、反対が2という数字がある以上は、戸別に、こういう計画で進めたいという説明はされたんですね。

○宇利市民サービス課長 戸別訪問にて同意をとりに行かせていただいております。

○仲委員 その説明の中では、こういう位置で、こういう墓石が幾つはできるというようなことも説明がなされたんですか。

○宇利市民サービス課長 その時点では、移動墓石数まではできておりませんでしたので、現状にある道路の部分に該当する墓地が移転をするというお話をさせて

いただいております。

- 仲委員 用地買収とか、そういう構造物をつくる時というのは、なかなか難しいと、僕も経験があるんですけど、今、詳細設計ができていなかったもので、全体での説明会は多分開けなんだろうと。ただ、戸別には説明されたということですね。

一つは、所得税の控除、公有地の拡大の推進に関する法律が適用されないということは、土地収用法による適用をしないかんのやけど、1名でも反対であれば適用されないということですね。

- 宇利市民サービス課長 そのとおりでございます。

- 仲委員 実はこれは大きいんですね。所得税が20%、30%並みに税金がかかるもので、それも個々にもかかってきますので、それは必ず入れる必要が僕はあると思っています。いろんな問題がかかっている中で、断念したということは、次期候補が、可能性が見つけられていますか。

- 加藤市長 今調査しております。これから、次期候補を見つけ出していきたくと。それについては、見つけているかということについては、まだです。

- 仲委員 最終的に、新田線は工事が進んでいますし、墓地の移転についても、墓地管理が進んでいると思うんですね。絶対やらなん事業ですもんで、これが断念されたとしても、次の方法をきちっと進めていただきたいと、それだけ申し上げます。

- 加藤市長 次期候補につきましては、私が中心となってきちんとやります。

- 奥田委員 ちょっと済みません。今、次期候補地は今からということですけど、一言済みません。余り言いません、これ以上、くどいと思われまから。

今も中心になってやられると市長は言われました。駆けずり回ってということも言われましたよね。次の候補地を見つけるんだと。

先ほど野田委員も言われたように、僕は、これをきちっと検証してほしいです。先ほども私は、再交渉してくださいということを申し上げましたけれども、市長は、大変失礼かもしれないけれども、立派なことを言われるんですけど、自分が中心になってやるんだ、駆けずり回ってやると言われる割には、行動が伴っていないというか。だって、きのうでしょう。初めて、きのう、反対されている方とお会いしたということなんですよ。初めてでしょう、きのう。

課長も何回か、これで。2回ですよ。きのうで2回目。そんなん、市長、釈迦に念仏かもしれないけれども、経営のプロだと自認されていますよね。ですので、

嫌味じゃないですよ、嫌味じゃないですけど、経営のプロなら、交渉事って何でもつきものじゃないですか。それで、いや、俺は反対だと言われて、そうですかと帰ってくるね。それで、物事って進まないじゃないですか。だから、これで何年か前から候補地を決める段階からずっと交渉していたと思うんです、話を。

それでも説明会してくれという話もあった中でしなかったということがあるので、市長、ぜひ口ばかりで、能書きはいいですよ。能書きは要らないので、行動してください、行動を。今回のことは、猛反省していただいて、どこに問題があったのかということをしちっと検証して動いていかないと、また同じことを繰り返しますよ。

○加藤市長 おっしゃることは非常に理解できます。ある程度の検証はしておりますけど、きちんと検証はしたいと。これについては、次のステップにせよ、断念せざるを得ない、断念をするということを提言させていただければ、次の候補地を、本当に正直言って徹底的にやっっていかなきゃならない、これはお約束させていただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 最後に、新たな候補地というのは、市長に最大の努力をしていただいて早期に解決してもらいたいんですけど、新たな土地を探すに当たって、前回候補地になられた2人の地権者さんですか、ある程度の（聴取不能）同意はいただいているという、説明はございましたけれども、その地権者の方には十分事の成り行きは説明をして、ある程度 of 了解はしていただいたから、次のステップへ進んでぜひとも入っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宇利市民サービス課長 先ほども申し上げましたが、4年以上の長きにわたり、こちらのほうが候補地として上げた中で、断念をするということに対しては、本当に申しわけなく思っております。

相当な、確かに、承認しがたいような思いがあるんじゃないかなとは思いますが、私としても、やはりどうしてもこの事業というのがとめるわけにはいかないというところで、機会が得られれば再度お話をさせていただきたいなというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで市民サービス課に係る墓地移転についての質疑を終了いたします。御苦勞さんでした。

よろしいですか。

これで委員会を閉じます。御苦勞さんでした。

(午後 3時45分 閉会)